資料１

上越市障害者計画
第８期障害福祉計画
第４期障害児福祉計画
（素案）

イラスト作成中

令和９年３月

はじめに

現在作成中

目　　次

第１章　計画の改定に当たって 1

１　計画改定の趣旨・目的..... 1

２　計画の位置付けと計画期間..... 1

３　計画策定の方針と検討体制..... 3

４　計画の実現に向けた進捗管理と評価..... 4

第２章　障害のある人を取り巻く状況..... 5

１　国・県・当市の状況..... 5

２　障害のある人の概況..... 7

第３章　前期計画の検証 10

１　前期計画の体系..... 10

２　前期計画における取組と課題..... 11

３　成果目標の達成状況・活動指標の実績..... 20

第４章　計画の基本的な考え方 29

１　基本理念..... 29

２　目標..... 30

３　計画の体系..... 31

第５章　施策の方向性..... 32

地域共生社会の実現に向けた取組の推進..... 32

障害のある人が自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現..... 34

障害児支援体制の整備..... 37

障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現..... 39

第６章　成果目標と活動指標 41

１　本章の内容と目的..... 41

２　成果目標..... 41

３　活動指標..... 49

４　地域生活支援事業の見込み..... 54

参考資料.....56
1　アンケート調査の主な結果..... 56
2　策定経過..... 62
3　上越市障害者自立支援協議会開催要綱..... 63
4　上越市障害者自立支援協議会名簿..... 65

第１章　計画の改定に当たって

１　計画改定の趣旨・目的

当市では、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき、令和６年３月に「上越市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」（計画期間：令和６年度～令和８年度）を策定し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向け、地域生活支援体制の整備や障害のある人の自立及び社会参加の促進を図るとともに、その家族等を支援する障害福祉サービスの充実など各種施策を推進してきました。

このたび、「上越市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」の計画期間（令和６年度～令和８年度）の終了に伴い「上越市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」を策定しました。

本計画では、障害者基本法及びその他関連法の趣旨に沿って、子どもから大人まで一貫した支援の推進を共通の視点として各施策を推進するとともに、国が示す基本指針や前期計画の数値目標の達成状況、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、令和 11 年度を最終目標年度とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定しました。この計画に基づき、上越市における障害者施策の一層の充実に取り組みます。

２　計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、関係法の規定に基づき市町村が定める計画であり、次の３つの性格を有しています。

・障害者基本法第 11 条第３項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、当市における障害福祉の推進に係る理念や基本的な施策の方向を定めるもの
・障害者総合支援法第 88 条第１項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、当市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画を定めるもの
・児童福祉法第 33 条の 20 第１項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や実施に関する計画を定めるもの

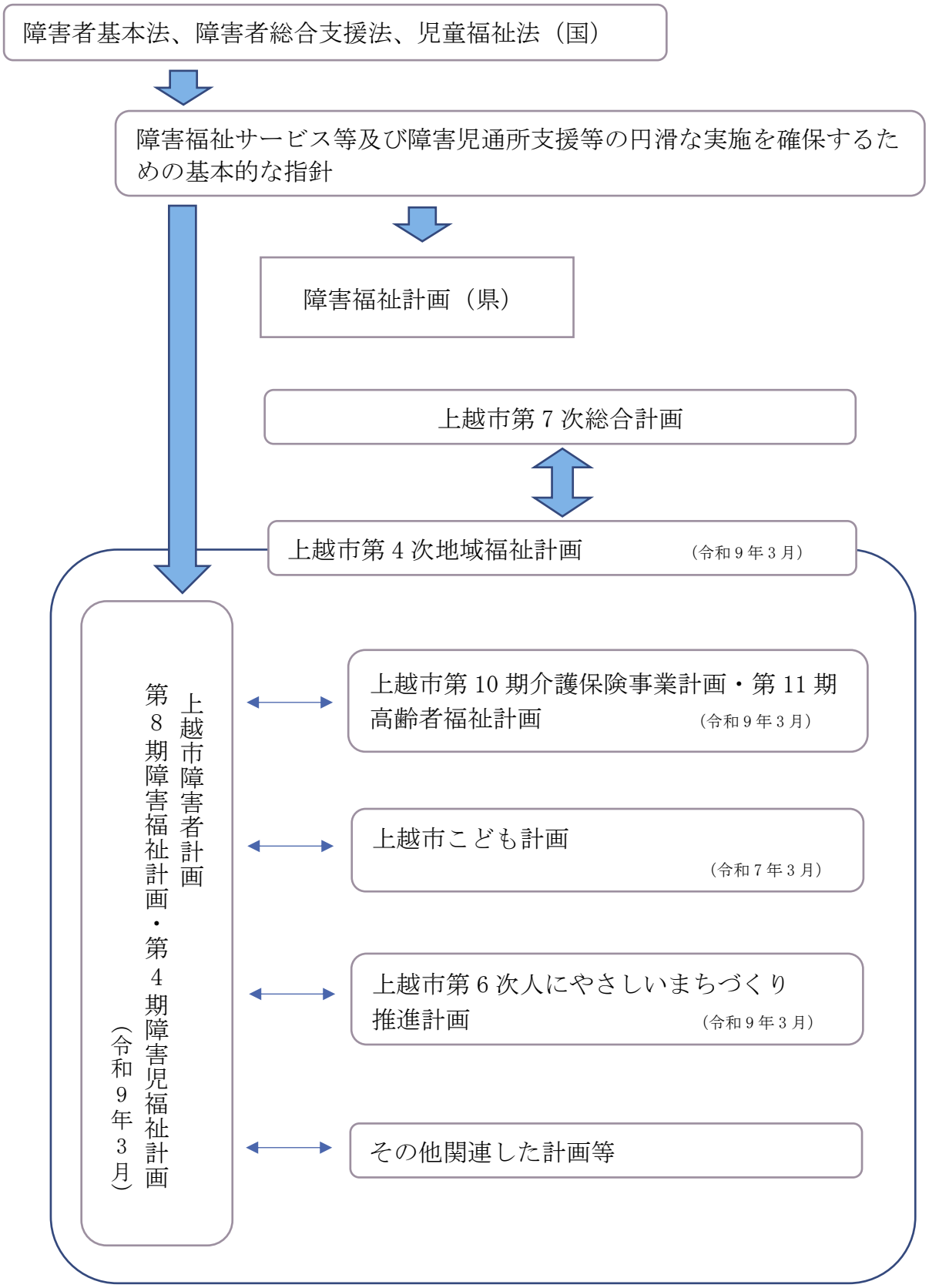
(2) 他の計画との関係性

市政運営の最上位計画である「上越市第７次総合計画」並びに福祉分野における上位計画である「上越市第３次地域福祉計画」や健康福祉分野で策定している各種計画等との整合を図りながら一体的に推進するものです。

(3) 計画期間

計画期間は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間とします。

【図表 1-1】関連計画との関係性（イメージ）



※ （　　）内は策定・改定月

3　計画策定の方針と検討体制

(1) 協議体における検討

当市では、障害福祉に関する重要事項を調査・審議するため、当事者やサービス事業者及び学識経験者等で構成する「上越市障害者自立支援協議会」を設置しています。

本計画の策定に当たり、令和８年度は５回の審議を経て、貴重な意見や提言等を本計画に反映しています。

また、障害福祉サービス提供事業者、相談支援機関及び障害者団体等から意見を聴く機会を設け、現状や課題、各種施策等についての意見を取りまとめました。

(2) アンケート調査の実施

○調査目的

本計画の策定に当たり、障害のある人の生活実態や福祉サービスに対するニーズを把握し、障害のある人が生涯を通じて安心して生活が送れるようにするために、必要な支援策の検討に活用する。

○調査対象者

令和７年４月１日現在の障害児通所サービス利用者、障害福祉サービス利用者、障害者手帳所持者（身体、療育、精神）10,447 人の約 17.1％に当たる 1,785 人を抽出

【内　訳】

①　障害児通所サービス利用者…463 人
　※障害者手帳未所持者を含む

②　障害児通所サービス未利用者…182 人
　※障害者手帳所持かつサービス未利用者

③　障害福祉サービス利用者（19 歳以上）…528 人

④　障害福祉サービス未利用者　…612 人
　※障害者手帳所持かつサービス未利用者（19 歳以上）

○調査方法

・調 査 期 間：令和７年 10 月３日～10 月 22 日
・調 査 方 法：無作為により抽出し調査票を郵送、本人又は同居家族が紙またはオンラインで回答
・記名の有無：無記名

○調査の主な内容及び結果

・参考資料のとおり

○回答数及び回答率

・全体…988 人（55.4％）

【内　訳】

①　障害児通所サービス利用者…247 人（53.3％）
②　障害児通所サービス未利用者…98 人（53.8％）
③　障害福祉サービス利用者（19 歳以上）…298 人（56.4％）
④　障害福祉サービス未利用者（19 歳以上）…345 人（56.4％）

４　計画の実現に向けた進捗管理と評価

本計画については、毎年その成果目標と活動指標の進捗を把握し、ＰＤＣＡサイクルに基づき分析・検証を行うとともに、上越市障害者自立支援協議会において協議の上、適宜必要な事業の見直しを行うなど、課題等に対応します。また、本協議会での審議結果や報告案件は、市のホームページ上で公開しています。

第２章　障害のある人を取り巻く状況

１　国・県・当市の状況

現在作成中

現在作成中

2　障害のある人の概況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

ア　年齢別の状況

【図表 2-1】障害者手帳所持者数（年齢層別）　（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

障害種別	年度	総数	18 歳未満		18～64 歳		65 歳以上	
① 身体障害	R4 (A)	6,889	97	(1.4%)	1,403	(20.4%)	5,389	(78.2%)
	R5	6,750	98	(1.5%)	1,391	(20.6%)	5,261	(77.9%)
	R6	6,536	89	(1.4%)	1,362	(20.8%)	5,085	(77.8%)
	R7	6,333	77	(1.2%)	1,305	(20.6%)	4,951	(78.2%)
	R8 (B)	6,212	72	(1.1%)	1,272	(20.5%)	4,868	(78.4%)
	増減(B-A)	△ 677	△25		△ 131		△ 521	
	増減率(B/A-1)×100	△9.8%	△25.8%		△9.3%		△9.7%	
② 知的障害	R4 (A)	1,796	334	(18.6%)	1,272	(70.8%)	190	(10.6%)
	R5	1,831	330	(18.0%)	1,310	(71.6%)	191	(10.4%)
	R6	1,871	346	(18.5%)	1,328	(71.0%)	197	(10.5%)
	R7	1,914	356	(18.6%)	1,357	(70.9%)	201	(10.5%)
	R8 (B)	1,938	365	(18.8%)	1,375	(71.0%)	198	(10.2%)
	増減(B-A)	142	31		103		8	
	増減率(B/A-1)×100	7.9%	9.3%		8.1%		4.2%	
③ 精神障害	R4 (A)	2,093	61	(2.9%)	1,530	(73.1%)	502	(24.0%)
	R5	2,123	69	(3.2%)	1,556	(73.3%)	498	(23.5%)
	R6	2,265	68	(3.0%)	1,701	(75.1%)	496	(21.9%)
	R7	2,357	77	(3.3%)	1,785	(75.7%)	495	(21.0%)
	R8 (B)	2,436	82	(3.4%)	1,862	(76.4%)	492	(20.2%)
	増減(B-A)	343	21		332		△10	
	増減率(B/A-1)×100	16.4%	34.4%		21.7%		△2.0%	
合　計 (実人数)	R4 (A)	10,464	442	(4.2%)	3,941	(37.7%)	6,081	(58.1%)
	R5	10,309	447	(4.3%)	3,988	(38.7%)	5,874	(57.0%)
	R6	10,276	458	(4.5%)	4,115	(40.0%)	5,703	(55.5%)
	R7	10,209	422	(4.1%)	4,101	(40.2%)	5,686	(55.7%)
	R8 (B)	10,183	482	(4.7%)	4,223	(41.5%)	5,478	(53.8%)
	増減(B-A)	△281	40		282		△603	
	増減率(B/A-1)×100	△2.7%	9.0%		7.2%		△9.9%	

※障害が重複する人がいるため、①から③の計と合計（実人数）は一致しない。
※表中の括弧書きは、総数に占める年齢層別の人の割合を示す。

・身体障害者手帳の所持者は、各年代で減少している。
・知的障害及び精神障害の手帳所持者のうち、特に 18 歳未満の割合が増加している。
・令和 4 年と令和 8 年の比較では、知的障害と精神障害が増加している一方で、身体障害は減少しており、合計（実人数）では 281 人・2.7%減少している。

イ　障害別の状況

① 身体障害

【図表 2-2】身体障害者手帳所持者（等級別）　（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

等級/年度	R4 (A)	R5	R6	R7	R8 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1)×100
1 級	2,110	2,070	2,002	1,912	1,912	△ 198	△9.4%
2 級	1,000	959	931	917	913	△ 87	△8.7%
3 級	1,318	1,314	1,275	1,245	1,214	△ 104	△7.9%
4 級	1,617	1,576	1,527	1,480	1,418	△ 199	△12.3%
5 級	357	344	326	312	299	△ 58	△16.2%
6 級	487	487	475	467	456	△ 31	△6.4%
合計	6,889	6,750	6,536	6,333	6,212	△ 677	△9.8%

・全ての等級で減少している。

② 知的障害

【図表 2-3】療育手帳所持者（障害程度別）　（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

障害程度/年度	R4 (A)	R5	R6	R7	R8 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1)×100
A	654	647	640	640	638	△ 16	△2.4%
B	1,142	1,184	1,231	1,274	1,300	158	13.8%
合計	1,796	1,831	1,871	1,914	1,938	142	7.9%

・Aは減少、Bは増加している。

・手帳新規申請者は、14 歳以下の児童・生徒が多く、手帳取得後、各種福祉サービスの申請を行っている。

③ 精神障害

【図表 2-4】精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）　（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

等級/年度	R4 (A)	R5	R6	R7	R8 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1)×100
1 級	178	164	171	161	154	△24	△13.5%
2 級	1,786	1,830	1,956	2,052	2,123	337	18.9%
3 級	129	129	138	144	159	30	23.3%
合計	2,093	2,123	2,265	2,357	2,436	343	16.4%

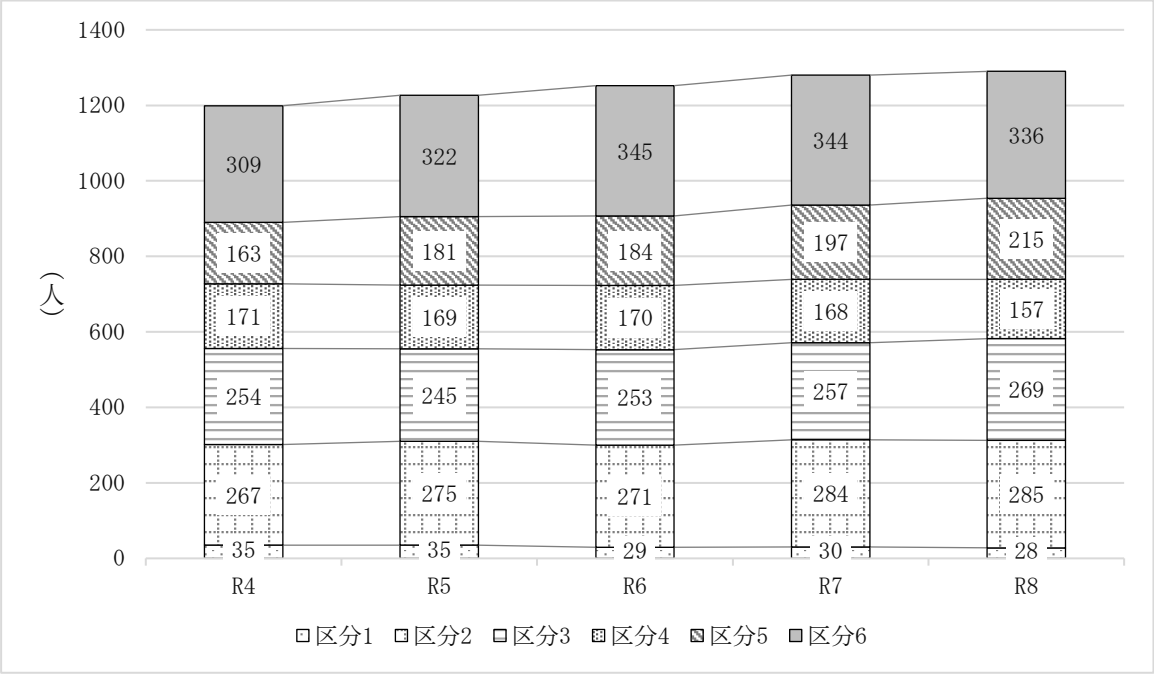
・3 級（低度）の増加が顕著である。

・近年は、気分障害や心理的発達の障害が多い傾向にあり、令和 7 年度中の手帳新規申請者 228 人のうち 116 人（51%）の人が気分障害又は心理的発達の障害の診断である。

【図表 2-5】障害支援区分認定者数　　（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

区分／年度	R4 (A)	R5	R6	R7	R8 (B)	増減数 (B－A)	増減率 (B/A－1) ×100
区分1	35	35	29	30	28	△ 7	△20%
区分2	267	275	271	284	285	18	6.7%
区分3	254	245	253	257	269	15	5.9%
区分4	171	169	170	168	157	△ 14	△8.2%
区分5	163	181	184	197	215	52	3.2%
区分6	309	322	345	344	336	27	8.7%
合計	1,199	1,227	1,252	1,280	1,290	91	7.6%

【図表 2-6】障害支援区分認定者数の推移



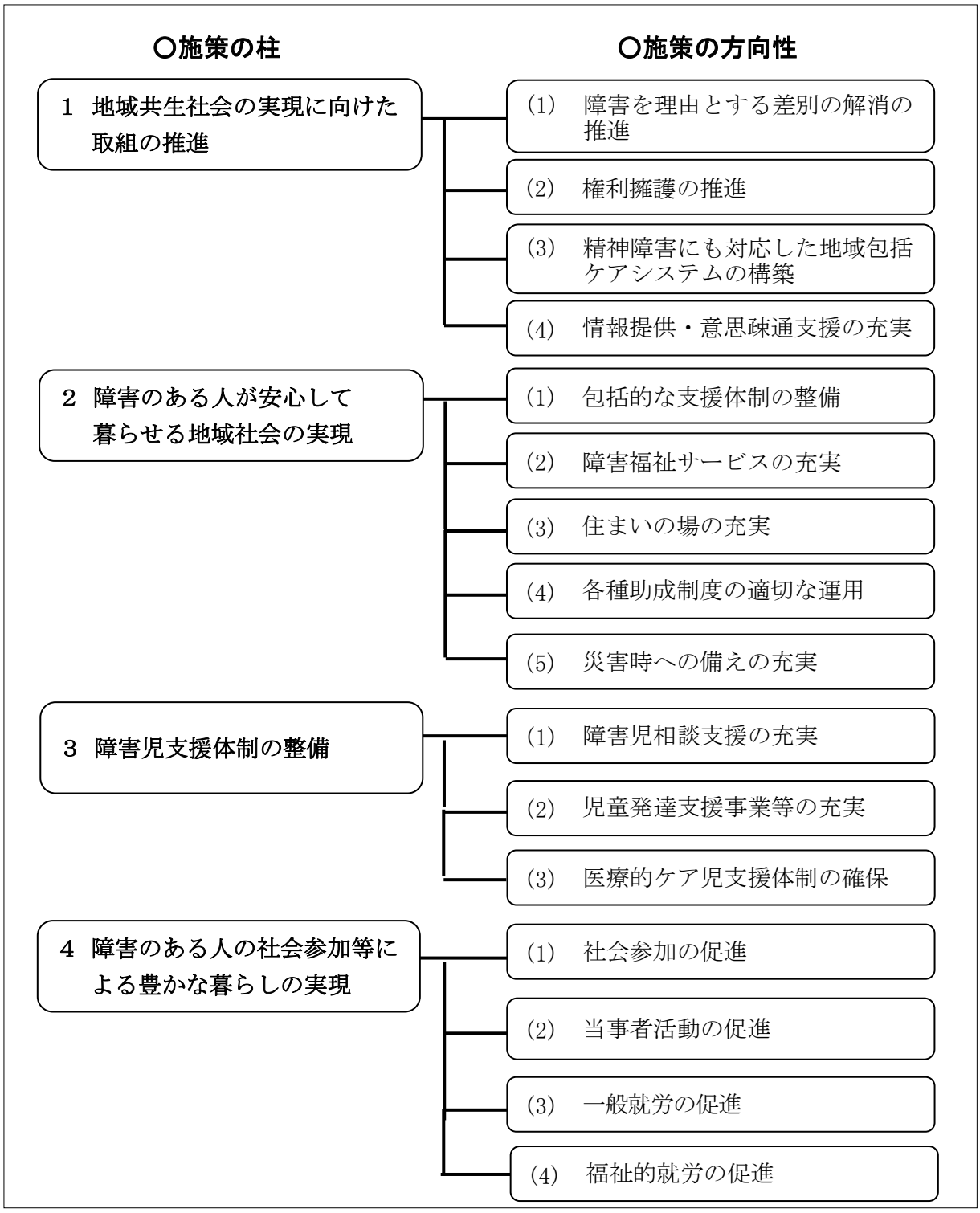
・障害支援区分認定者数は、令和 4 年度と令和 8 年度の比較では、7.6%増加している。
・このうち、区分 2、区分 3、区分 5、区分 6 で増加した一方で、区分 1 及び区分 4 が減少している。
・区分 4 以外の区分 2 以上の増加率が高い要因としては、期間内に状態の悪化が認められ、再認定時に当初の区分よりも重度に判定されるケースが多い。
・重度の区分の利用者が多い障害福祉サービスは、生活介護、短期入所、施設入所、重度訪問介護、行動援護となっている。

第３章　前期計画の検証

１　前期計画の体系

令和６年３月に策定した前期計画では、市が取り組むべき事項を、４つの施策の柱に区分し、それぞれに施策の方向性を掲げ、これをもとに各種の障害福祉施策を推進してきました。

▼前期計画（令和６年度～8 年度）における施策の柱及び方向性



2　前期計画における取組と課題

▼施策の柱１　地域共生社会の実現に向けた取組の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

≪主な取組≫

上越商工会議所を通じた事業者への合理的配慮の提供義務化に関する周知や、相談支援専門員への情報提供、障害者差別解消支援地域協議会※1における協議・個別事案への対応、福祉・介護・健康フェアの開催及び広報上越や市ホームページ等を活用した市民啓発を実施し、障害者差別の解消及び障害への理解促進に取り組みました。

≪課題≫

市への相談や報告件数では、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する事案は多くないものの、ニーズ調査では、学校や職場で障害があることを理由に差別を受けたり嫌な思いをしたことがあると回答した人が約３割いることから、学校や職場における障害理解の促進をさらに進めていく必要があります。

また、障害者差別解消法については、障害のある人や支援者以外への認知をさらに広めるため、小中学校校長会やハローワーク等と連携しながら、障害のある人が差別と感じる具体的な事例や合理的配慮の考え方について広く市民へ周知し、障害者差別の解消に向けた意識啓発を推進する必要があります。

(2) 権利擁護の推進

≪主な取組≫

令和６年４月に「上越市成年後見支援センター」を設置するとともに、成年後見制度利用促進連絡連携会議※2の構成員拡充や成年後見制度利用助成事業の対象拡大を行い、制度の普及啓発と利用促進、関係機関との連携強化を図ることができました。

さらに、上越市社会福祉協議会が実施する法人後見及び日常生活自立支援事業に対する財政支援や、市長申立ての実施を通じて権利擁護体制の充実にも取り組みました。

また、関係機関と連携した障害者虐待の早期発見・早期支援や施設職員向け研修の継続実施により虐待予防を推進するとともに、令和６年度に障害者自立支援協議会当事者部会を設置し、当事者の意見を施策に反映する仕組みを整えるなど、障害のある人の権利擁護と地域共生社会の実現に向けた体制強化を進めることができました。

≪課題≫

成年後見制度に関する認知・理解の不足や利用者増加に伴う後見人等の担い手確保、制度改正への対応が課題となっています。また、障害者虐待に関する理解が徐々に浸透し、通報件数は増加しているものの、さらなる理解促進と権利擁護に関する普及啓発の推進、支援体制の充実を図る必要があります。

加えて、本人主体の意思決定支援を推進するため、支援者の理解促進と実践力の向上、関係機関の連携強化による支援体制の充実が求められています。

※1　地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための会議
※2　地域における関係機関が成年後見制度の利用実態や取組状況を共有し、連携を図ることにより、成年後見制度の利用促進につなげていくための会議

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築※3

≪主な取組≫

障害者自立支援協議会権利擁護部会において、精神障害のある人の入院の長期化を防ぐために必要な支援について協議するとともに、市内精神科病院の入院実態調査の結果を共有し、課題や必要な取組の検討を継続的に実施しました。

また、ピアサポーターの活動やその有効性について理解を広げるため、医療従事者を含む支援者を対象に、先進的な取組を実践する県外講師及び当事者を招いた研修会を開催し、地域移行における当事者との協働に対する理解と意識の向上を図りました。

さらに、地域生活支援拠点コーディネーターや相談支援事業所、障害者支援施設、精神科病院等の関係機関と連携し、長期入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた調整及び支援を実施し、地域移行の推進に取り組みました。

≪課題≫

当事者からは、地域住民の精神障害に対する理解促進や意識啓発を求める声があることから、「心のサポーター養成事業」を活用した指導者研修や地域への普及啓発を進めるとともに、障害者自立支援協議会権利擁護部会で実施した市内精神科病院の入院実態調査の結果を引き続き関係機関で共有し、地域移行・地域定着の推進に向けてピアサポーターの理解を深めていく必要があります。

(4) 情報提供・意思疎通支援の充実

≪主な取組≫

視覚障害者を対象とした「声の広報」の制作・送付や、聴覚障害者への手話通訳者・要約筆記者等の派遣など、障害特性に配慮した情報提供及び意思疎通支援を実施するとともに、手話通訳者養成講座及び要約筆記講習会を継続して実施した結果、手話通訳者及び要約筆記奉仕員等がそれぞれ１人増加し、支援体制の充実が図られました。

≪課題≫

手話通訳者、要約筆記奉仕員等及び点訳奉仕員については、いずれも担い手不足が課題となっています。特に、手話通訳者は資格取得に長期間を要することや資格試験の難易度が高いことから、新規登録者の確保が難しい状況にあります。また、点訳奉仕員については高齢化も進んでいる現状にあることから、今後も継続的な人材育成や活動の周知を進め、新たな担い手の確保を図る必要があります。

※3　精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、「医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）」を包括的に確保する支援体制の構築

▼施策の柱２　障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現

(1) 包括的な支援体制の整備

≪主な取組≫

地域における相談支援体制の充実を図るため、市内 12 ヶ所の地域包括支援センターにおいて障害のある人やひきこもりの人等への相談支援を実施するとともに、継続的な訪問等を通じて個々の困りごとを把握し、必要な医療・福祉サービスへ適切につなげることができました。

また、複数の相談支援事業所や地域生活支援拠点等運営事業者が連携・協働し、ケース共有会議や事例検討会の実施、困難ケースへの対応、人材育成等に取り組むとともに、障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが研修を実施し、多職種連携の推進や相談支援専門員のスキルアップを図ることができ、地域全体の支援体制の強化につながりました。

さらに、障害者自立支援協議会においては 4 つの専門部会による地域課題の抽出・解決に向けた取組を進めるとともに、障害者自立支援協議会当事者部会を新たに設置し、災害時の課題や対応について当事者視点での意見交換や災害時対応ツールの検討を行うなど、地域における障害に対する理解の促進と相談支援の充実につなげることができました。

≪課題≫

複数の相談支援事業所による協働体制は構築されているものの、人材不足のほか、相談支援においては複雑化・多様化するニーズへの対応が求められています。また、複合的な課題を抱える世帯への支援に向け、引き続き基幹相談支援センターを中心とした関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る必要があります。

(2) 障害福祉サービスの充実

≪主な取組≫

強度行動障害のある人への支援体制の充実を図るため、支援者ネットワークの構築や研修の実施による人材育成・確保に取り組むとともに、相談支援事業所や重度訪問介護事業所等の関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた障害福祉サービスを提供しました。

また、相談支援専門員を対象として定期的な研修会や、障害福祉サービス事業所の新人職員を対象とした研修を実施するとともに、介護支援専門員等の多職種との研修・交流の機会を設け、人材の育成及び確保に取り組みました。

さらに、社会福祉協議会に対する補助事業を通じて、小・中学校を対象とした福祉教育の推進を支援し、福祉への理解促進と将来の福祉人材の育成に寄与することができました。

地域活動支援センターの活動を支援し、障害のある人の居場所を確保することで、交流や社会参加の促進に取り組みました。

≪課題≫

強度行動障害のある人を支援するため、重度訪問介護等による支援が行われているものの、障害のある人が「親なき後」も安心して暮らしていくことができるよう、日中も支援が可能となるグループホームや施設入所支援の利用が求められています。

また、限られた地域資源の中で、障害のある人とその家族が安心して地域で暮らし続けられるための、持続可能で質の高い支援が必要となります。

(3) 住まいの場の充実

≪主な取組≫

対象者への意向確認や介護保険サービスへの移行調整を適切に実施するとともに、相談支援専門員や関係機関との連携のもと、利用者の地域生活や一人暮らしに関する希望を把握し、個別支援計画への反映や支援体制の構築を行いました。

また、グループホームの整備に対する財政支援や、重度の障害のある人に対応した日中サービス支援型グループホームの整備促進を通じて、障害のある人が希望する地域生活を継続できる環境整備に取組みました。

≪課題≫

重度の障害のある人に対応できるグループホームの受入れ体制の充実を求める声があります。

(4) 各種助成制度の適切な運用

≪主な取組≫

手帳交付時等に障害福祉ハンドブックを活用して各種助成制度の周知・説明を行うとともに、医療費助成、通学支援、各種手当の支給、補装具・日常生活用具等の給付を行ったほか、令和 7 年度には、人工透析療法（血液透析）の通院に係る交通費助成単価の増額を行いました。これらの取り組みを通じて、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図ることができました。

≪課題≫

制度の対象となる人が、各種手当の支給や医療費助成などの支援を漏れなく受けられるよう、障害福祉ハンドブックや地域包括支援センター等を活用した制度周知に努めるとともに、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減に向け、引き続き、制度の利用促進を図る必要があります。

(5) 災害時への備えの充実

≪主な取組≫

一般の避難所での生活を送ることが困難な人が避難する福祉避難所の対象者を適切に把握することができました。また、障害者自立支援協議会当事者部会では、防災部局と連携を図り、一般の避難所において避難スペースや備蓄品の確認を行いました。

ヘルプカードやヘルプマークの普及啓発に取り組むとともに、災害時における活用方法について障害者自立支援協議会当事者部会で検討を行いました。

さらに、保健所と災害時における人工呼吸器使用者の情報共有を定期的に行うとともに、災害等による長期の停電や災害時において電源が確保できるよう、非常用電源装置の給付を行いました。

≪課題≫

ヘルプカードやヘルプマークについては、利用者だけでなく支援者への周知及び適切な対応方法の啓発が必要です。

災害時支援においては、避難行動要支援者名簿の更新に合わせて人工呼吸器使用者の把握と関係機関での情報共有を継続する必要があります。

また、現状では、病院や福祉避難所での人工呼吸器使用者の長期的な受入れが困難であることを踏まえ、今後の避難先の考え方について整理する必要があります。

▼施策の柱３　障害児支援体制の整備

(1) 障害児相談支援の充実

≪主な取組≫

障害児通所支援サービスの申請件数の増加に対応するため、福祉課及びこども発達支援センターにおける相談支援専門員の増員等により、障害児相談支援体制の充実を図り、円滑なサービス利用につなげることができました。

また、基幹相談支援センターにおいて、市内の相談支援事業所が担当するケースに対する助言やモニタリング会議への参加を通じて、支援体制の強化に努めました。また、相談支援専門員等を対象とした研修会を開催し、相談支援に関する知識及び技能の向上を図ることで、サービスの質の確保及び向上に取り組みました。

さらに、複合的な課題を抱える世帯や児童への支援の在り方を考えるため、障害者自立支援協議会こども部会が研修会を開催し、事例検討やグループワークを通じて多職種による連携強化と支援力向上が図られました。加えて、行政、支援者、事業所、学校、保育園（こども園）等が連携し、情報共有を行いながら、切れ目のない支援体制の構築を推進しました。

≪課題≫

障害児相談支援においては、関係する支援機関や支援者が多くサービス調整が複雑になりやすいことに加え、本人の意向把握の難しさや保護者のニーズへの対応など、相談支援専門員によるきめ細かな意思決定支援が求められています。

一方で、放課後等デイサービスを始めとする障害児通所支援の利用児童が増加する中、障害児相談支援を担う相談支援専門員の確保や事業所の整備は進んでいるものの、高まる支援ニーズへの対応が求められており、一人当たりの担当ケース数の増加による支援の質・量への影響が懸念されています。

(2) 児童発達支援事業等の充実

≪主な取組≫

児童発達支援を早期かつ柔軟に利用できるよう、利用要件を見直し、診断にかかわらず必要な乳幼児がサービスを利用できる仕組みを整えるとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する事業者に対し、公の施設を貸付けすることで障害児通所支援の充実を図りました。

こども発達支援センターでは、児童発達支援事業所連絡会への積極的な参加を通じて、事業所間の情報共有や連携強化を図るとともに、児童発達支援事業所との合同研修会を開催し、地域における児童発達支援の質の向上に取り組みました。また、基幹相談支援センターでは、実務者を対象とした事例検討やグループワークを取り入れた研修会を実施し、多職種間の連携強化と支援力の向上を図りました。

さらに、保育所等訪問支援等を通じて、地域のインクルーシブ保育の推進を図りました。

また、入所措置又は里親委託されている児童についても、必要に応じて地域資源の活用が図られるよう、児童相談所と連携を図りました。

≪課題≫

こども発達支援センターでは、保育園等への後方支援や事業所間の連携強化など、地域の就学前児童に係る発達支援の中核的な機能の充実に向け、引き続き関係課と取り組む必要があります。

また、重度知的障害や行動障害のある児童を含む多様なニーズに対応できる放課後等デイサービス等の支援体制の整備を検討する必要があります。

(3) 医療的ケア児支援体制の確保

≪主な取組≫

医療的ケア児支援においては、福祉課及び民間事業所に配置された医療的コーディネーターを中心とした連携体制が構築され、関係機関との円滑な調整が図られています。

また、重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所が複数整備されたことで利用先の選択肢が拡大するとともに、医療的ケア児が利用できる日中一時支援事業やこども発達支援センターでの一時保育の実施により、手帳所持や確定診断の有無にかかわらず早期からの支援や保護者のレスパイト支援が可能となりました。

さらに、支援者研修会を開催し、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、保健師等が地域資源の現状や成長段階を見据えた支援について共有・検討することで、支援者間の連携強化と支援体制の充実が図られました。

≪課題≫

新たな事業所の開設が進む一方、人材不足等を理由に一時的に事業を休止する事業所も見られるため、受入れ先の拡充を図る必要があります。

▼施策の柱４　障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現

(1) 社会参加の促進

≪主な取組≫

タクシー利用券、自動車燃料購入券及び燃料費助成による外出支援に加え、令和６年度からはタクシー利用券とバス利用券をセットで利用できるよう選択肢を新たに設け、利用者の移動手段の充実と利便性の向上を図りました。また、令和８年度からはタクシー利用券及びバス利用券の助成額を増額し、社会参加や余暇活動のための移動を一層支援する取組みを行いました。

あわせて、福祉バスの運行やガイドヘルパーによる移動支援を実施するとともに、令和8年度には老朽化した福祉バス１台を更新し、車椅子利用者にも配慮した車両環境の充実を図ることで、障害のある人の外出機会の確保と社会参加の促進に取り組みました。

≪課題≫

制度の対象となる人がタクシー利用券等による外出支援を円滑に利用できるよう、障害福祉ハンドブックや地域包括支援センター等を活用した制度周知に努めるとともに、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減に向け、引き続き、制度の利用促進を図る必要があります。

(2) 当事者活動の促進

≪主な取組≫

障害者団体が実施するイベントや同じような経験や立場にある人がお互いに支え合うピアサポート活動を支援するとともに、障害者自立支援協議会権利擁護部会において精神障害者の長期入院者の実態把握のためのアンケート調査を実施しました。

また、障害者団体との意見交換を通じて、活動支援と課題の共有を図りました。

≪課題≫

障害者団体は、会員の高齢化等に伴い会員数が減少傾向にあるものの、勉強会や交流会、社会参加活動などを通じて障害者福祉の向上に向けた自主的な活動を継続しており、引き続きその活動を支援していく必要がある。

また、ピアサポート活動についても、当事者本人だけでなく、障害のある人に関わる支援者を含めた関係者全員がその意義や効果に対する理解を深めるため、さらなる普及啓発を推進していく必要がある。

(3) 一般就労の促進

≪主な取組≫

ジョブサポーターを中心に、福祉事業所、ハローワーク及び企業等の関係機関との連携を図りながら、在宅で生活する障害のある方に対し、訪問支援、職業訓練、職場実習及び職場定着支援を行ったほか、就職先や実習受入先となる企業等の開拓を推進し、就労機会の拡大に努めました。

≪課題≫

ニーズ調査において、障害者の就労のために必要な支援について、約半数の人が「障害のある人への職場の理解」を挙げており、職場における障害特性の理解促進や合理的配慮の浸透を図るなど、障害のある人が働きやすい環境づくりを推進する必要があります。

(4) 福祉的就労の促進

≪主な取組≫

上越ワーキングネットワーク事務局に対して財政支援や各種事業への協力などを行い、市内障害福祉サービス事業所等の発注業者の開拓や受注拡大を促進しました。

また、福祉事業所合同説明会の開催により、高等学校や特別支援学校高等部等の生徒及びその保護者に対し、卒業後の進路選択や日中活動の場について理解を深める機会を提供しました。

さらに、障害者優先調達推進法に基づき、市役所木田庁舎の清掃業務の一部を就労継続支援事業所へ委託するなど、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図り、障害者の就労支援及び社会参加の促進に市としても積極的に取り組みました。

≪課題≫

共同受注窓口の安定的な運営に向け上越ワーキングネットワーク事務局への支援を継続するとともに、福祉事業所合同説明会の開催を通じて卒業後を見据えた進路検討の機会を確保しながら、障害者優先調達推進法に基づく取組を一層推進することで、障害者就労施設等の受注機会及び障害のある人の就労機会の拡大を図っていく必要があります。

３　成果目標の達成状況・活動指標の実績

▼前期計画における成果目標の達成状況

項　目	令和８年度末の目標値	実　績	
		実績値	時点
１　福祉施設の入所者の地域生活への移行			
①地域生活移行者数	13 人	1	R8.3 末
②施設入所者数	212 人	202 人	R8.3 末
２　地域生活支援の充実			
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実			
①地域生活支援拠点の数	1 か所	1 か所	R8.3 末
②コーディネーターの配置人数	4 人以上	4 人	R8.3 末
③年 1 回以上の運用状況の検証・検討	実施	実施	R8.3 末
(2) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実			
①支援体制の有無	有	有	
３　福祉施設から一般就労への移行等			
(1) 福祉施設から一般就労への移行者数			
①福祉施設から一般就労への移行者数	47 人	53 人	R7.4～R8.3
②就労移行支援事業所からの移行者数	35 人	16 人	R7.4～R8.3
③就労継続支援 A 型事業所からの移行者数	6 人	6 人	R7.4～R8.3
④就労継続支援 B 型事業所からの移行者数	4 人	17 人	R7.4～R8.3
(2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合			
①就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 5 割以上の事業所の割合	50%	45%	R7.4～R8.3
(3) 就労定着支援事業の利用者数			
①就労定着支援事業の利用者数	26 人	47 人	R7.4～R8.3
(4) 就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所の割合			
①就労定着率 7 割以上の事業所の割合	25%	88%	R7.4～R8.3
４　障害児支援の提供体制の整備等			
(1) 障害児支援の提供体制			
①児童発達支援センター※4 の設置	無	無	R8.3 末
②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	有	R8.3 末
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所	1 か所	R8.3 末
④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3 か所	3 か所	R8.3 末

(2) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等			
①医療的ケア児支援のための協議会の場	有	有	R8.3 末
②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2 人	2 人	R8.3 末
5　相談支援体制の充実・強化等			
①基幹相談支援センターの設置	1 か所	1 か所	R8.3 末
②地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	有	R8.3 末
③個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の有無	有	有	R8.3 末
6　障害福祉サービス等の質の向上			
①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	有	R8.3 末

▼前期計画における活動指標の実績

(1) 障害福祉サービスの実績

① 訪問系サービス

※1 か月当たりの実績

サービス名	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	計画	時間	3,920	4,000	4,079
		人	297	303	309
	実績	時間	3,980	3,709	
		人	303	296	
重度訪問介護	計画	時間	2,160	2,880	3,600
		人	6	8	10
	実績	時間	1,906	3,472	
		人	14	28	
同行援護	計画	時間	263	263	263
		人	25	25	25
	実績	時間	258	287	
		人	23	24	
行動援護	計画	時間	83	86	89
		人	25	26	27
	実績	時間	69	4	
		人	23	23	
重度障害者等包括支援	計画	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	時間	0	0	
		人	0	0	

※4 地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

②　日中活動系サービス

※1か月当たりの実績

サービス名	計画/実績	単位	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	計画	人日	10,584	10,940	11,314
		人	566	585	605
	実績	人日	10,084	10,162	
		人	555	556	
自立訓練（機能訓練）	計画	人日	37	37	37
		人	8	8	8
	実績	人日	34	49	
		人	6	9	
就労選択支援	計画	人	0	20	30
	実績		0	0	
自立訓練（生活訓練・日中）	計画	人日	1,009	1,043	1,077
		人	59	61	63
	実績	人日	847	758	
		人	56	53	
自立訓練（生活訓練・夜間）	計画	人日	965	1,027	1,094
		人	34	36	39
	実績	人日	737	675	
		人	27	24	
就労移行支援	計画	人日	1,251	1,251	1,251
		人	74	74	74
	実績	人日	1,309	1,112	
		人	80	69	
就労継続支援（A型）	計画	人日	1,234	1,421	1,608
		人	66	76	86
	実績	人日	1,151	1,097	
		人	62	59	
就労継続支援（B型）	計画	人日	10,354	11,206	12,124
		人	620	671	726
	実績	人日	9,759	10,327	
		人	610	638	
就労定着支援	計画	人	21	21	21
	実績		27	31	
療養介護	計画	人	71	71	71
	実績		68	66	
短期入所（福祉型）	計画	人日	1,589	1,694	1,806
		人	227	242	258
	実績	人日	1,344	1,490	
		人	206	218	
短期入所（医療型）	計画	人日	37	43	50
		人	6	7	8
	実績	人日	59	66	
		人	8	7	

② 居住系サービス

※1 か月当たりの実績

サービス名	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	計画	人	6	6	6
	実績		3	1	
グループホーム	計画	人	254	264	282
	実績		247	236	
施設入所支援	計画	人	212	212	212
	実績		213	209	

③ 相談支援

※1 か月当たりの実績

サービス名	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	計画	人	476	516	561
	実績		467	485	
地域移行支援	計画	人	3	3	3
	実績		5	6	
地域定着支援	計画	人	31	32	33
	実績		28	24	

(2) 障害児通所支援等の見込量

① 障害児支援

※1 か月当たりの実績

サービス名	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	計画	人日	318	371	424
		人	60	70	80
	実績	人日	337	337	
		人	75	83	
放課後等デイサービス	計画	人日	3,619	3,891	4,186
		人	332	357	384
	実績	人日	3,663	4,193	
		人	344	376	
保育所等訪問支援	計画	人日	23	23	23
		人	15	15	15
	実績	人日	15	14	
		人	9	8	
居宅訪問型児童発達支援	計画	人日	4	4	4
		人	1	1	1
	実績	人日	3	3	
		人	1	1	
障害児相談支援	計画	人	142	153	165
	実績		142	151	

② 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

項　目	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	計画	人	2	2	2
	実績		2	2	

(3) 発達障害に対する支援

項　目	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数（支援者）	計画	人	受講者数 15 実施者数 2	受講者数 15 実施者数 2	受講者数 15 実施者数 2
	実績		受講者数 10 実施者数 2	受講者数 13 実施者数 3	受講者数 実施者数
ピアサポートの活動への参加人数	計画	人	68	68	68
	実績		111	98	

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項　目	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画	回	2	2	2
	実績		2	2	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	計画	人	36	36	36
	実績		38	36	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画	回	2	2	2
	実績		2	2	
精神障害者の地域移行支援	計画	人	2	2	2
	実績		5	5	
精神障害者の地域定着支援	計画	人	19	20	20
	実績		23	19	
精神障害者の共同生活援助	計画	人	72	72	72
	実績		79	78	

項　目	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
精神障害者の自立生活援助	計画	人	5	5	5
	実績		3	1	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	計画	人	27	28	29
	実績		36	38	

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

項　目	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	計画	件	50	50	50
	実績		77	100	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	計画	件	12	12	12
	実績		9	6	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	計画	回	24	24	24
	実績		24	12	
個別事例の支援内容の検証の実施	計画	回	12	12	12
	実績		43	36	
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	計画	人	1	1	1
	実績		0	0	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数	計画	回	3	3	5
		団体	18	18	18
	実績	回	17	23	
		団体	28	28	
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）	計画	部会	4	4	4
		回	4	4	4
	実績	部会	5	5	
		回	20	26	

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項　目	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	計画	人	2	2	2
	実績		14	27	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	計画	回	1	1	1
	実績		1	1	

▼前期計画における地域生活支援事業の実績

① 必須事業

事業名	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
理解促進研修・啓発事業	計画	ー	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	
自発的活動支援事業	計画	ー	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	
相談支援事業					
障害者相談支援事業	計画	箇所	12	12	12
	実績	箇所	16	16	
基幹相談支援センター	計画	箇所	1	1	1
	実績	箇所	1	1	
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画	ー	実施	実施	実施
	実績	ー	実施	実施	
住宅入居等支援事業	計画	ー	-	-	-
	実績	ー	-	-	
成年後見制度利用支援事業	計画	件	20	20	20
	実績	件	23	28	
成年後見制度法人後見支援事業	計画	ー	実施	実施	実施
	実績	ー	実施	実施	
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画	実人数	454	476	498
	実績	実人数	464	495	
手話通訳者設置事業（福祉相談業務）	計画	人	1	1	1
	実績	人	1	1	
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	計画	件	12	12	12
	実績	件	8	10	
自立生活支援用具	計画	件	28	28	28
	実績	件	22	9	
在宅療養等支援用具	計画	件	24	24	24
	実績	件	23	22	
情報・意思疎通支援用具	計画	件	39	39	39
	実績	件	65	52	
排せつ管理支援用具	計画	件	4,394	4,394	4,394
	実績	件	4,195	4,139	
住宅改修費	計画	件	7	7	7
	実績	件	5	1	
手話通訳養成研修事業	計画	人	9	9	9
	実績	人	10	7	
移動支援事業	計画	人	468	489	512
		延時間	2,884	3,034	3,228
	実績	人	509	493	
		延時間	3,457	3,232	

▼前期計画における地域生活支援事業の実績

① 必須事業

事業名	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
移動支援事業実績内訳					
個別支援型・グループ支援型（ガイドヘルパー派遣）	計画	人	468	489	512
		延時間	1,512	1,581	1,654
	実績	人	509	493	
		延時間	1,499	1,362	
車両移送型（福祉バス運行等）	計画	人	－	－	－
		延時間	1,332	1,453	1,574
	実績	人	－	－	－
		延時間	1,958	1,870	
地域活動支援センター機能強化事業	計画	ー	実施	実施	実施
	実績	ー	実施	実施	

② 任意事業

事業名	計画/実績	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度
その他事業					
訪問入浴サービス	計画	か所	3	3	3
		人	200	213	227
	実績	か所	3	3	
		人	207	266	
生活訓練等	計画	人	66	66	66
	実績	人	31	40	
日中一時支援	計画	人	126	120	114
	実績	人	91	93	
点字・声の広報等発行	計画	人	35	35	35
	実績	人	35	34	
奉仕員養成研修	計画	人	22	22	22
	実績	人	13	13	
自動車運転免許取得･改造費助成	計画	件	15	15	15
	実績	件	13	14	

第４章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

現在作成中

２　目標

基本理念を実現するため、以下の３つの目標を設定し、各種施策を推進します。

▼目標１　住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるための体制の整備強化を図ります

障害のある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、障害への理解促進や障害を理由とする差別の解消、権利擁護の推進に取り組みます。

また、地域住民や関係機関との連携のもと、地域での見守りを含めた重層的な支援体制の整備・充実を図ります。

▼目標２　本人の自立や介護する家族等を支援する障害福祉サービスと相談支援体制の充実を図ります

障害のある人を、自らの意思に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加する主体として捉え、一人一人が個性を発揮し、自分らしく自立した生活を送ることができるよう支援します。

また、障害のある人が地域で希望する生活を継続できるよう、障害福祉サービスや経済的支援の充実を図るとともに、自己決定を尊重しながら、一人一人の状況やニーズに応じた適切な支援の提供を推進します。

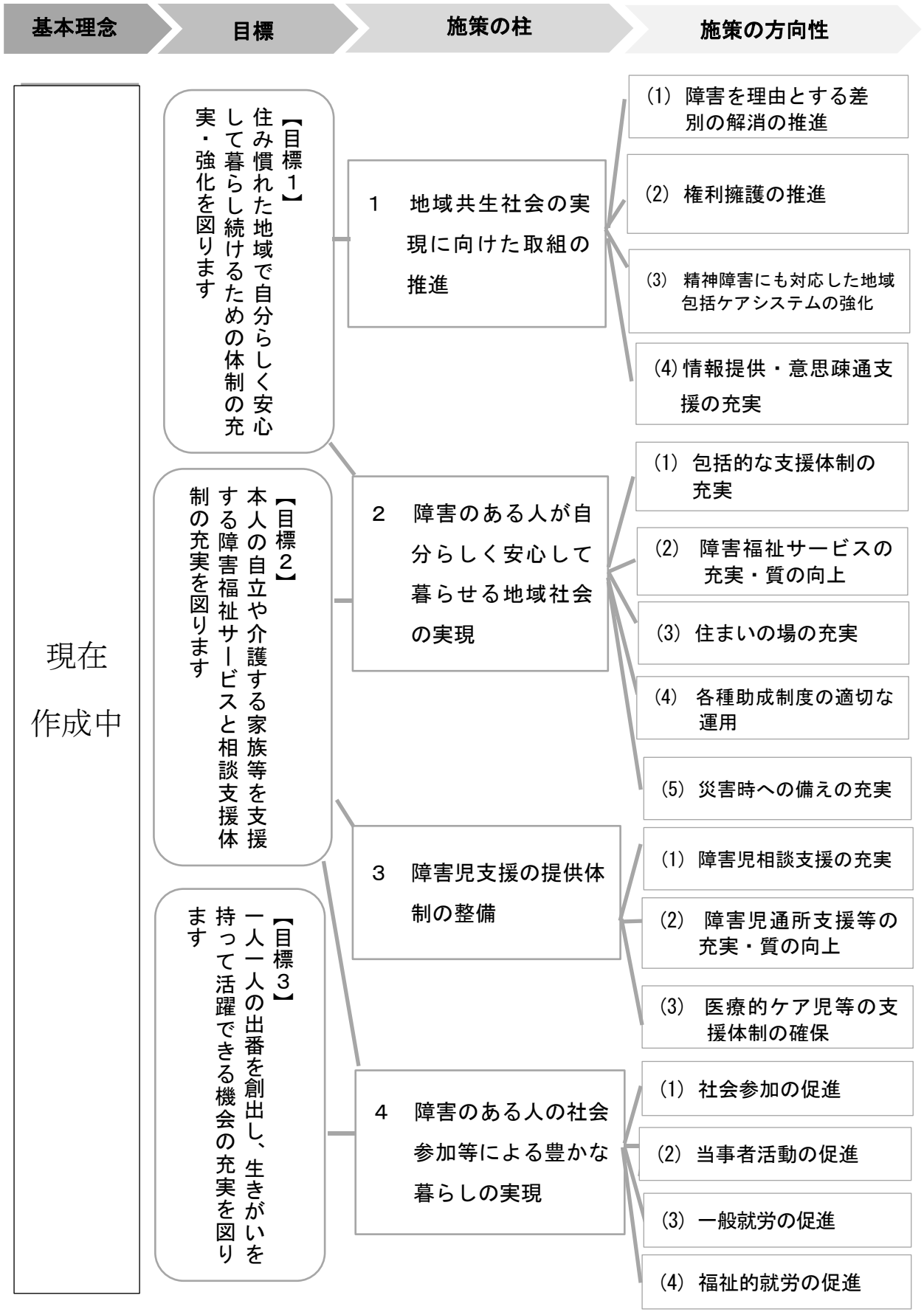
さらに、障害のある人や介護する家族等が安心して相談し、必要な支援につながることができるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、関係機関やサービス事業者との連携を強化し、サービスの質の向上や人材の確保・育成に取り組みます。

▼目標３　一人一人の出番を創出し、生きがいを持って活躍できる機会の充実を図ります

障害のある人が自分らしく暮らしていくことができるよう、様々な活動に参加しやすい環境づくりを推進し、社会参加を通じた豊かな暮らしの実現を図ります。

また、障害のある人の就労支援のため、一人一人の適正やニーズに合った支援を提供するとともに、障害のある人もない人も、分け隔てなく働くことができる地域社会を目指していきます。

３　計画の体系


基本理念
目標
施策の柱
施策の方向性
現在
作成中
【目標１】
住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるための体制の充実・強化を図ります
【目標２】
本人の自立や介護する家族等を支援する障害福祉サービスと相談支援体制の充実を図ります
【目標３】
一人一人の出番を創出し、生きがいを持って活躍できる機会の充実を図ります
１　地域共生社会の実現に向けた取組の推進
２　障害のある人が自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現
３　障害児支援の提供体制の整備
４　障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進
(2) 権利擁護の推進
(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの強化
(4) 情報提供・意思疎通支援の充実
(1) 包括的な支援体制の充実
(2) 障害福祉サービスの充実・質の向上
(3) 住まいの場の充実
(4) 各種助成制度の適切な運用
(5) 災害時への備えの充実
(1) 障害児相談支援の充実
(2) 障害児通所支援等の充実・質の向上
(3) 医療的ケア児等の支援体制の確保
(1) 社会参加の促進
(2) 当事者活動の促進
(3) 一般就労の促進
(4) 福祉的就労の促進

第５章　施策の方向性

▼施策の柱１　地域共生社会の実現に向けた取組の推進

〈施策の方向性〉

（1）障害を理由とする差別の解消の推進

障害のある人が地域や職場で自分らしく活躍できるよう、障害のある人への理解と差別意識の解消を進めます。

（2）権利擁護の推進

地域で自分らしく、安心して暮らせるよう、障害者虐待の防止・早期発見、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に取り組むとともに、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人や家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

（3）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの強化

精神障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、理解促進や地域移行支援を進めるとともに、関係機関が連携した継続的な支援体制を強化します。

（4）情報提供・意思疎通支援の充実

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害のある人に必要とする情報が効果的に行き届くよう、分かりやすい行政情報の提供に努めるとともに、手話通訳者等の派遣や支援機器の給付等を通じてコミュニケーション支援の充実を図ります。

〈主な取組〉

（1）障害を理由とする差別の解消の推進

○障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、事業者や関係機関等に対し、合理的配慮を含む障害理解の促進に向けた啓発活動を推進します。

○相談支援専門員や障害福祉サービス事業所との連携により、引き続き障害を理由とする差別等事案の情報収集に努め、差別の解消に向けた助言や再発防止のための周知・啓発等に取り組みます。

○上越市障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別に関する相談事例等の情報共有を行うとともに、障害者差別の解消に資する取組や、周知啓発などに関する協議を行い、各種施策に反映します。

○イベントの開催や広報上越などを通じて、障害を理由とする偏見や差別の解消、障害特性についての理解などを促し、障害のある人もない人も、ともに地域の一員として暮らしていくための市民意識の醸成を図っていきます。

（2）権利擁護の推進

○成年後見制度を適切に利用できるよう「上越市成年後見支援センター」を中心に、相談体制の強化を図るとともに、制度の普及啓発や後見人の支援、関係機関の連携強化等の取組を推進します。

○日常生活自立支援事業支援員や法人後見支援員を養成します。
○国において検討が進められている成年後見制度の見直しの動向を注視し、適切な運用に努めます。
○障害のある人への虐待防止を図るため、関係機関と連携しながら、虐待の早期発見、早期支援に取り組むとともに、障害者福祉施設等の職員を対象に研修会を引き続き開催します。
○障害のある人の意思を尊重し、本人の希望や価値観に基づいた生活の実現に向けて、相談支援や障害福祉サービスにおける意思決定支援の取組を推進します。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの強化

○精神障害に対する理解促進を図るため、「心のサポーター養成事業」を活用した指導者研修や地域への普及啓発に取り組みます。
○精神科病院での入院期間が長期間にならないよう、入院者訪問支援事業やピアサポーターの活用等、医療機関等と連携しながら、退院後、安心して地域で生活できるようにします。
○県主催の保健・医療・福祉関係者等による協議の場や、相談支援事業所が主催する当事者や家族、一般市民を含めた協議の場を活用し、継続した支援体制の検討を行います。

(4) 情報提供・意思疎通支援の充実

○「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができるよう合理的配慮の重要性について、市民啓発や職員研修を行います。
○視覚に障害のある人を対象に、広報上越の内容を音声でお伝えする「声の広報」の制作・送付や、市ホームページへの文字の拡大、背景色の切替え、音声読み上げなどの閲覧支援機能の設置など、障害のある人に配慮した情報提供に努めます。
○聴覚に障害のある人へのコミュニケーション支援として、上越市社会福祉協議会と連携を図り、引き続き、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
○手話、要約筆記、点字、音声訳など多様な意思疎通支援手段に関する広報・啓発を推進し、理解促進と認知度の向上を図るとともに、意思疎通支援者の人材育成・確保に努めます。
○聴覚に障害のある人が急病などの緊急時において、適切に手話通訳者を派遣することができるよう、医療機関や消防、警察等の関係機関と連携して対応します。
○障害のある人がコミュニケーションを円滑に行えるよう、ニーズに合った、日常生活用具給付等事業における情報・意思疎通支援用具の給付を行います。

▼施策の柱２　障害のある人が自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現

〈施策の方向性〉

（1）包括的な支援体制の充実

障害のある人が身近な地域において、自らの意思に基づき必要な相談支援を受けることができるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。

（2）障害福祉サービスの充実・質の向上

利用者の増加や多様化するニーズを踏まえ、きめ細かな障害福祉サービスの提供体制と質・量の確保を図るとともに、専門人材の確保・育成を通じて地域の支援体制の充実を推進します。

（3）住まいの場の充実

地域における居住の場の確保に向け、関係機関と連携しながらグループホームの計画的な整備を進めるとともに、重度の障害のある人の施設入所支援を継続し、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう住環境整備への支援を行います。

（4）各種助成制度の適切な運用

重度の障害のある人に対する医療費の助成や特別障害者手当等の給付などを通じて、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。

（5）災害時への備えの充実

災害時における避難支援等の充実を図ります。

〈主な取組〉

（1）包括的な支援体制の充実

○基幹相談支援センターを中心に、身近な相談窓口である地域包括支援センターと連携し、障害のある人やひきこもりの人などへの相談支援を行うとともに、地域の関係機関と協力して、見守りなどを含めた重層的な支援体制の強化に取り組みます。

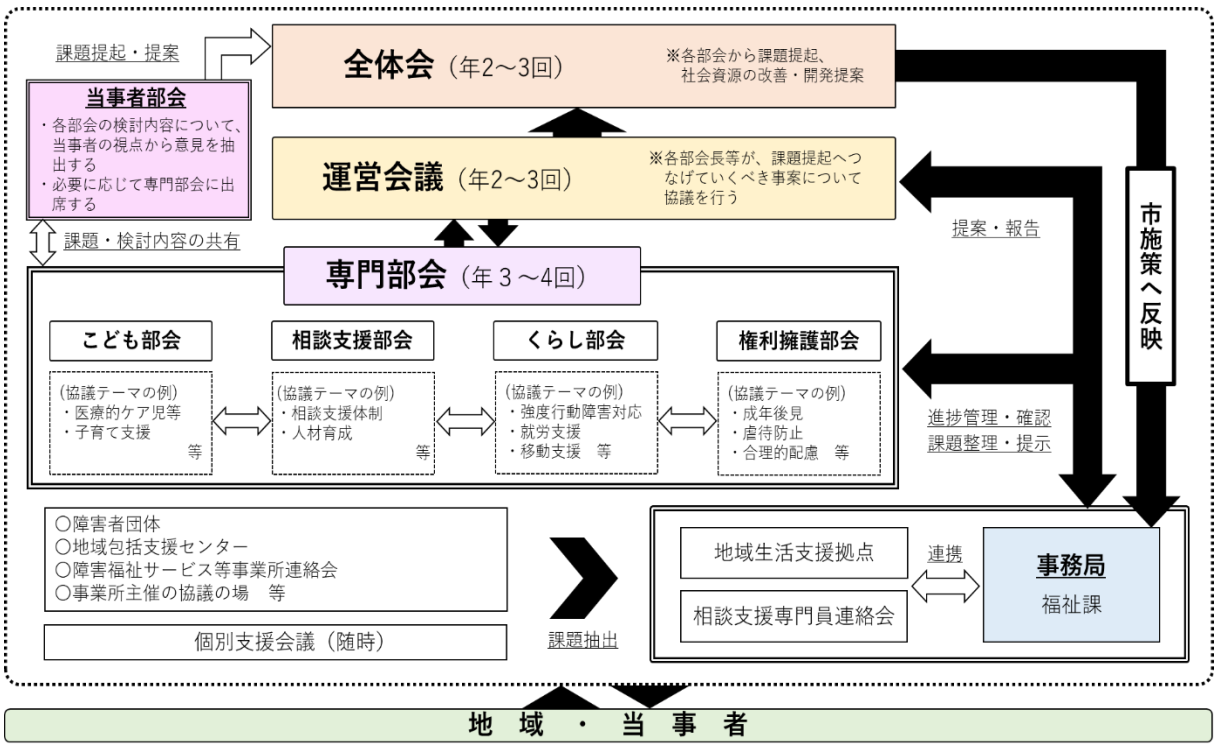
○協働体制を組む複数の相談支援事業所による定期的なケース共有会議や事例検討会等を通じて、相談支援専門員の更なる資質向上を図ります。

○基幹相談支援センターによる研修会や相談支援事業所等に対する訪問等による専門的な指導・助言を行い、相談支援専門員等のスキルアップ及び関係機関との連携強化に取り組みます。

○地域生活支援拠点等運営事業者が連携し、緊急事態に備えた相談支援や受入体制を確保します。

○上越市障害者自立支援協議会では、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ります。

〈上越市障害者自立支援協議会イメージ図〉 図の差替えを検討



(2) 障害福祉サービスの充実・質の向上

○強度行動障害のある人の特性に配慮した支援が提供されるよう、研修の実施や支援者同士のネットワークを構築し、支援力向上と事業所間の連携強化を図ります。

○基幹相談支援センターが研修会を開催し、福祉人材の育成と関係機関の連携を図ります。

○上越市社会福祉協議会に対する補助事業による福祉教育の推進を支援し、福祉への理解促進と福祉人材の育成を図ります。

○市職員が県主催の障害福祉サービス等に係る研修に積極的に参加し、習得した知識や制度動向等について、必要に応じて障害福祉サービス事業所へ共有することで、サービスの質の向上を支援します。

○障害福祉サービス事業所の整備に係る補助制度を紹介し、活用を支援します。

(3) 住まいの場の充実

○65 歳以上の人については、介護保険制度の活用を基本とし、本人の状態や支援ニーズを踏まえながら、介護保険サービスへの円滑な移行を促進します。また、移行後も必要なサービスが継続して利用できるよう、介護保険事業所等との連携を図ります。

○障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、グループホームの整備を引き続き支援するとともに、重度の障害のある人に対応する日中サービス支援型グループホームの整備を促進します。

○グループホームにおいて、本人の意思や希望を尊重しながら地域での自立した生活を支援するとともに、一人一人のニーズに応じた質の高い支援の提供を推進します。

○障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活が送れるよう、専用居室の改造等に必要な費用を助成し、身体状況に適した住環境整備を促進するとともに、経済的負担の軽減を図ります。

(4) 各種助成制度の適切な運用

○自立支援医療（更生・育成・精神通院）制度や重度心身障害者医療費助成制度（県障）について、適正な運用を図り、障害のある人の経済的な負担の軽減を図ります。

○医療費助成制度や特別障害者手当、障害児福祉手当、各種用具の給付制度など経済的負担の支援策について、対象者が適切に助成を受けられるよう市のホームページや障害福祉ハンドブック等を活用し周知に努めます。

○国県が事業主体である各種支援制度の拡充について、動向を見ながら働きかけを行います。

(5) 災害時への備えの充実

○福祉避難所の対象者が個別避難計画に基づき、災害時に適切に福祉避難所で受け入れられるよう、受入先の事業所との連絡・調整を行います。

○定期的に福祉避難所の対象者の見直しを行い、福祉避難所対象者の把握を行います。

○障害のある人の指定避難所について、福祉避難スペースの確保や障害種別ごとの必要な支援について防災部局と情報共有を図り対応します。

○避難行動要支援者名簿の更新に合わせて人工呼吸器使用者の状況把握を行うとともに、保健・医療・福祉等の関係機関との情報共有を継続します。

○病院や福祉避難所での人工呼吸器使用者の避難先の考え方について、関係機関と連携し、整理を行います。

○外出時や災害時等に周りの人に手助けを求めるツールである「ヘルプカード」、「ヘルプマーク」について、制度の理解と促進を行うとともに、支援者に対し、適切な配慮・対応方法に関する啓発活動を行います。

・施策の柱２に関連する写真を２枚程度載せる。

▼施策の柱３　障害児支援の提供体制の整備

〈施策の方向性〉

(1) 障害児相談支援の充実

障害児及びその家族が孤立することなく、ライフステージに応じて必要な支援につながることができるよう、障害福祉、子育て支援、教育等の関係機関が連携した相談支援体制の充実に取り組みます。

(2) 障害児通所支援等の充実・質の向上

乳幼児期及び学齢期における発達支援の中核的機能の確保に向けた取組を関係課とともに推進します。

(3) 医療的ケア児等の支援体制の確保

医療的ケアが必要な児童が成人になってからも引き続き、本人とその家族を支える支援体制の充実を図ります。

〈主な取組〉

(1) 障害児相談支援の充実

○障害児及びその家族が必要な支援に円滑につながることができるよう、関係課との連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

○障害福祉サービス事業所等に対し、障害児相談支援への新規参入や相談支援専門員の増員に向けた働きかけ等を行うことで人材の確保を図るとともに、基幹相談支援センターによる研修や専門的助言等を通じて、相談支援体制の質の向上を推進します。

(2) 障害児通所支援等の充実・質の向上

○こども発達支援センターにおいて、乳幼児を対象とした発達相談、民間事業所と連携した児童発達支援サービスの提供、保育園等への訪問支援及び就学にむけた移行支援などを実施し、地域における発達支援体制の充実に取り組みます。

○学齢期における児童の成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築に向けて、福祉、教育、保健等の関係課による協議の場を設け、地域課題や支援ニーズの共有を図ります。

○児童発達支援や放課後等デイサービス事業所職員を対象とした国が実施する研修の受講を通じて、障害児通所支援の質の向上を図ります。

○保育所等訪問支援の実施や保育園等を対象とした研修会の開催等を通じ、地域のインクルージョンを推進します。

○社会的養護の対象となっている児童について、児童相談所と連携しながら、必要なサービス利用に係る措置を行います。

○重度知的障害や行動障害のある児童を含む多様なニーズに対応できる放課後等デイサービス等の支援体制の整備について検討します。

(3) 医療的ケア児等の支援体制の確保

○医療的ケア児等コーディネーターが保健師や保育園等と連携しながら、医療的ケアが必要な児童とその家族の支援を総合的に調整します。

○重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業や放課後等デイサービスについて、運営事業者と連携をしながら、引き続き、受入体制を確保していきます。
○重症心身障害のある人の緊急的な受入れに常時対応できるよう、医療機関における短期入所用病床を確保します。
○家族の一時的なレスパイトを支援するため、障害福祉サービス事業所等において日中の預かり支援を行います。

・施策の柱３に関連する写真を２枚程度載せる。

▼施策の柱４　障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現

〈施策の方向性〉

(1) 社会参加の促進

外出支援や移動支援など各種事業を実施し、障害のある人の余暇活動や社会参加の促進を図り、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できる環境を整えます。

(2) 当事者活動の促進

障害のある人が自ら支え合う取組を支援します。

(3) 一般就労の促進

障害のある人の自立した暮らしを支える一般就労の促進に取り組みます。

(4) 福祉的就労の促進

障害のある人のスキルを高め、自分らしい暮らしを支える福祉的就労の環境整備に取り組みます。

〈主な取組〉

(1) 社会参加の促進

○移動手段の確保については、タクシーやバスの利用及び運転に必要な自動車改造費、運転免許取得費用などの各種助成制度を継続して行います。

○福祉バスについては、適正な車両管理を行いながら、利用を促進します。

○福祉有償運送については、実施団体や福祉有償運送運営協議会とともに、安全性の確保や利便性の向上に向けて、引き続き事業を進めていきます。

○行動援護や移動支援などのガイドヘルプサービスについて、障害福祉サービス事業者と協議をしながら、引き続き利用環境の充実に努めます。

○障害のある人がスポーツや文化活動に親しむことができるよう、障害者週間における公共施設の無料開放やイベントを通じて芸術文化等に触れる機会を創出します。

(2) 当事者活動の促進

○障害者団体が行う障害福祉サービスに関する勉強会や当事者が参加するピアサポート活動など自主的な活動を支援します。

○障害者団体の新規会員の加入促進に向けて、紹介チラシの窓口等への設置や、障害福祉ハンドブック等での紹介などにより障害者団体の取組を支援します。

○障害者団体と定期的な意見交換などを通じて、現状や課題を共有するとともに、緊密的に連携して取り組める協力関係を築いていきます。

(3) 一般就労の促進

○障害者就業・生活支援センターに「ジョブサポーター」を配置し、障害のある人の意向や特性を踏まえた就労支援や新たな就労先の開拓、職場実習の支援等を通して、一般就労の促進を図ります。

○関係機関と連携し、障害のある人の特性や能力に応じた就労機会の確保と職場定着支援を推進するとともに、障害者雇用への理解促進や就労先の拡充、円滑な就労活動の支援に取り組みます。

○移動手段の確保については、タクシーやバスの利用や運転に必要な自動車改造費、運転免許取得費用などの各種助成制度を継続して行います。（再掲：施策の柱４の（1）社会参加の促進）

（4）福祉的就労の促進

○就労継続支援事業所における受託作業の拡大に向けて、障害福祉サービス事業所で組織する「上越ワーキングネットワーク」を支援し、企業等からの受注拡大や農福連携の取組などにより、各事業所の作業工賃の向上を図ります。

○高等学校・特別支援学校高等部卒業後の進路決定や日中の居場所等を幅広く考えることができるよう説明会を開催します。

○障害者優先調達推進法に基づき、市の物品やサービスの調達において、障害福祉サービス事業所から優先的・積極的な調達を推進します。

・施策の柱４に関連する写真を２枚程度載せる。

第６章　成果目標と活動指標

１　本章の内容と目的

本章は、国の「障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」に即して、計画期間中における施策の成果目標や障害福祉サービス等の見込量などを定め、当市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

２　成果目標

(1)　福祉施設の入所者の地域生活への移行

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度末において、令和 7 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。
・令和 11 年度末において、令和 7 年度末時点の施設入所者の 5%以上を削減することを基本とします。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度末時点	目標値 （令和 11 年度末）
地域生活移行者数※	1 人 （令和 6 年度と令和 7 年度の移行者数の合計）	13 人 （令和 9 年度から令和 11 年度までの合計人数）
施設入所者数	202 人	211 人

▼目標値の考え方

・国の基本指針を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの3か年における地域生活移行者数は、令和7年度の施設入所者数の6%以上である13人として設定します。
・一方で、障害の程度や介護者の高齢化により施設入所のニーズは依然高く、施設入所の待機者は令和8年2月末時点で61人であり、入所者数を減少させることは実態として難しいため、施設入所者数の目標値は令和8年8月末時点と同数とします。

※施設入所からグループホーム等に移行した者の数

(2)　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

≪国の基本指針≫

・令和 15 年度末までに心のサポーター数が 100 万人となるよう、将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とします。
・Ｋ６[※5] を活用し、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することを基本とします。

※5 うつ病や不安障害などの精神疾患やメンタル不調の可能性を早期に発見するため、米国の Kessler らが開発した 6 項目の質問票（心理的苦痛尺度）のこと。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度末	目標値 (令和 11 年度末)
令和 11 年度末時点での心のサポーター数	0 人	579 人
住民のこころの状態の把握		有
▼目標値の考え方		
・国の基本指針を踏まえ、厚生労働省が算出した市町村ごとの心のサポーター数を目標値とします。 ・また、Ｋ６（精神疾患のスクリーニングが目的）を活用して住民のこころの状態を把握することを目標とします。		

(3)　福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行

≪国の基本指針≫

・就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和 11 年度中に一般就労に移行する者を令和 6 年度の移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とします。
・就労移行支援事業を通じた移行者数を 1.14 倍以上とすることを基本とします。
・就労継続支援 A 型事業を通じた移行者数をおおむね 1.25 倍以上、就労継続支援 B 型事業を通じた移行者数をおおむね 1.67 倍以上とすることを目指します。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 6 年度実績値	目標値 (令和 11 年度中)
福祉施設から一般就労への移行者数	46 人	65 人
就労移行支援事業所からの移行者数	25 人	29 人
就労継続支援 A 型事業所からの移行者数	1 人	2 人
就労継続支援 B 型事業所からの移行者数	20 人	34 人
▼目標値の考え方		
・国の基本指針を踏まえ、令和 6 年度の各実績に指針の増加率を乗じた数値を目標に設定します。		

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合

≪国の基本指針≫

・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とします。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度実績値	目標値 (令和 11 年度中)
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 5 割以上の事業所の割合	45.5%	50%
▼目標値の考え方		
・国の基本指針を踏まえた目標設定とします。		

③就労定着支援事業の利用者数

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和 6 年度実績の 1.47 倍以上とすることを基本とします。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 6 年度実績値	目標値 (令和 11 年度中)
就労定着支援事業の利用者数	32 人	48 人
▼目標値の考え方		
・国の基本指針を踏まえた目標設定とします。		

④就労定着率※が 7 割以上の就労定着支援事業所の割合

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とします。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度実績値	目標値 (令和 11 年度中)
就労定着率 7 割以上の事業所の割合	87.5%	25%
▼目標値の考え方		
・国の基本指針を踏まえた目標設定とします。		

※過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、一般就労先での雇用継続期間が42月以上72月未満の者の割合

⑤就労選択支援事業所の設置及び利用者数

≪国の基本指針≫

・協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を 1 事業所以上設置することを基本とします。
・令和 11 年度の就労選択支援事業の利用者数を 82,000 人以上（全国）とする。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度実績値	目標値 （令和 11 年度中）
就労選択支援事業所の設置数	0 箇所	1 箇所
就労選択支援事業の利用者数	0 人	12 人

▼目標値の考え方

・国の基本指針を踏まえ、目標値は 1 箇所とします。
・1 箇所の事業所において対応できる人数を目標値として設定します。

(4)　障害児支援の提供体制の整備等

①障害児支援の提供体制

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とします。
　(1)幅広い高度な専門性に基づく発達支援･家族支援機能
　(2)地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ･コンサルテーション機能
　(3)地域のインクルージョン推進の中核としての機能
　(4)地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
・なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の確保であっても差し支えない。
・地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受け入れ体制の整備状況を踏まえた上で、児童発達支援センター等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とします。
・令和 11 年度末までに、インクルージョン推進のため、各市町村においては、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度末時点	目標値 (令和 11 年度末)
児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保	無	有
協議の場の設置	無	有

▼目標値の考え方

・すこやかなくらし支援室、こども家庭センター及びこども発達支援センターが連携し、重層的な支援体制のもとで、児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保します。
・インクルージョンの推進に向け、関係機関による課題共有及び連携強化を図るため、上越市障害者自立支援協議会こども部会を協議の場として設置します。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度末までに、各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とします。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度末時点	目標値 (令和 11 年度末)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1 箇所	3 箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	3 箇所	4 箇所

▼目標値の考え方

・国の基本指針を踏まえ、現在の事業所数及び事業所の整備見込みを勘案して目標値を設定します。

③医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度末時点	目標値 (令和 11 年度末)
協議の場の設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人	1 人
▼目標値の考え方		
・国の基本指針を踏まえ、協議の場は「上越市障害者自立支援協議会こども部会」とし、医療的ケア児等コーディネーターは、すこやかなくらし支援室の配置人数を目標値として設定します。		

④障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とします。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度末時点	目標値 (令和 11 年度末)
体制の確保	有	有
▼目標値の考え方		
・すこやかなくらし支援室や子ども発達支援センター等の関係機関が連携し、障害児及びその家族に対して、成長段階や状況に応じた切れ目のない伴走的な相談支援を行う体制を確保することとして目標値を設定します。		

(5)　地域生活支援の充実

①地域生活支援の充実

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度末までに、各市町村において以下のとおり整備等を行うことを基本とします。
(1) 地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む）。
(2) 拠点コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置。
(3) 年１回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度末時点	目標値 (令和 11 年度末)
地域生活支援拠点の整備数	14 箇所	15 箇所
拠点コーディネーター及び障害福祉サービス事業所等担当者の配置人数	14 人	15 人
年 1 回以上の運用状況の検証及び検討の実施	1 回	1 回

▼目標値の考え方

・地域生活支援拠点の整備数は、拠点コーディネーター配置拠点 4 か所及び登録相談支援事業所 11 か所を目標値として設定します。
・拠点コーディネーター及び担当者数は、各拠点及び相談支援事業所の配置人数（各 1 人）を目標値として設定します。
・上越市障害者自立支援協議会において、毎年度、地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討を行うことを目標とします。

②強度行動障害を有する者への支援体制の充実

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度末時点	目標値 (令和 11 年度末)
強度行動障害を有する者への支援体制の有無	有	有

▼目標値の考え方

・国の基本指針を踏まえ、強度行動障害のある人に対し、関係機関が連携して適切な支援を提供できる体制の確保を目標として設定します。

(6)　相談支援体制の充実・強化等

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度末までに、各市町村において、以下のとおり整備等を行うことを基本とします。
　(1) 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させる。
　(2) 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するとともに、協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保する。
・令和 11 年度末までに、市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とします。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度末時点	目標値 (令和 11 年度末)
基幹相談支援センター等及び協議会の設置・整備・連携	有	有
基幹相談支援センターの体制確保	有	有
セルフプランの件数	0 件	0 件

▼目標値の考え方

・基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等が連携し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ることとして目標値を設定します。
・国の基本指針を踏まえ、のぞまないセルフプランの件数をゼロ件とすることを目標とします。

(7)　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

≪国の基本指針≫

・令和 11 年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

≪当市の目標値≫

項目	【参考】令和 7 年度末時点	目標値 (令和 11 年度末)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	有

▼目標値の考え方

・国の基本指針を踏まえ、県主催研修への参加や基幹相談支援センターによる人材育成の取組を通じて、障害福祉サービス等に従事する人材の専門性の向上を図り、サービスの質の向上に向けた体制を確保することとして目標値を設定します。

3　活動指標

(1) 障害福祉サービスの見込量

①　訪問系サービス

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
居宅介護	時間	3,840	3,827	3,814	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	300	299	298	
重度訪問介護	時間	4,160	4,420	4,680	R7、R8 年度の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	32	34	34	
同行援護	時間	271	271	271	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	24	24	24	
行動援護	時間	0	0	0	当該サービスの提供事業所の開設見込みがないため
	人	0	0	0	
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	当該サービスの提供事業所の開設見込みがないため
	人	0	0	0	

②　日中活動系サービス

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
生活介護	人日	10,286	10,490	10,508	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	556	567	568	
うち、強度行動障害の状態にある者	人日	4,320	4,406	4,413	重度障害者支援加算の算定状況から見込む
	人	234	238	239	
自立訓練（機能訓練）	人日	42	42	42	R7、R8 年度の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	10	10	10	
就労選択支援	人	0	0	0	当該サービスの提供事業所の開設見込みがないため
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	617	559	515	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	42	38	35	
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	672	644	616	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	24	23	22	
就労移行支援	人日	1,102	1,102	1,102	R7、R8 年度の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	68	68	68	
就労継続支援（A 型）	人日	1,084	1,044	1,005	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	55	53	51	
就労継続支援（B 型）	人日	11,338	11,952	12,251	前期計画期間の実績及び事業所の開設見込み踏まえ利用者を見込む
	人	683	720	748	
就労定着支援	人	32	32	32	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
療養介護	人	71	71	71	前期計画期間の実績及び定員を踏まえ利用者を見込む

サービス名	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
短期入所（福祉型）	人日	1,568	1,648	1,715	前期計画期間の実績及び事業所の開設見込み踏まえ利用者を見込む
	人	234	246	256	
うち、強度行動障害の状態にある者	人日	486	511	532	重度障害者支援加算の算定状況から見込む
	人	73	76	79	
短期入所（医療型）	人日	57	57	57	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	6	6	6	
うち、強度行動障害の状態にある者	人日	16	16	16	重度障害者支援加算の算定状況から見込む
	人	2	2	2	

※ 単位のうち「人日」は、利用見込人数に１人１月当たり平均利用見込日数を乗じたものです。

③ 居住系サービス

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
自立生活援助	人	2	2	2	R8 上半期の実績なし。R6、R7 年度の実績を踏まえ利用者を見込む
グループホーム	人	256	256	256	R8 年度の実績及び新規開設見込みが無いことを踏まえ利用者を見込む
うち、強度行動障害の状態にある者	人	23	23	23	重度障害者支援加算の算定状況から見込む
施設入所支援	人	211	211	211	R8 年８月末時点と同水準の利用者を見込む

④ 相談支援

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
計画相談支援	人	579	622	669	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
地域移行支援	人	4	4	4	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
地域定着支援	人	18	15	13	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む

(2) 障害児通所支援等の見込量

① 障害児支援

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
児童発達支援	人日	394	433	476	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	101	111	122	
放課後等デイサービス	人日	4,853	5,198	5,566	R7、R8 年度の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	422	452	484	
保育所等訪問支援	人日	14	14	14	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む
	人	8	8	8	

サービス名	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
居宅訪問型児童発達支援	人日	6	6	6	R8 年 8 月末時点と同水準の利用者を見込む
	人	1	1	1	
障害児相談支援	人	165	174	183	前期計画期間の実績を踏まえ利用者を見込む

※ 単位のうち「人日」は、利用見込人数に 1 人 1 月当たり平均利用見込日数を乗じたものです。

② 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

項　目	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	すこやかなくらし支援室に配置するコーディネーターの人数とする

(3) 発達障害者等に対する支援

項　目	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	人	受講者数 15 実施者数 3	受講者数 15 実施者数 3	受講者数 15 実施者数 3	受講者数は「丁寧な親子コミュニケーション支援」の参加者数の実績を踏まえ見込む 実施者数は「丁寧な親子コミュニケーション支援」に関わる、こども発達支援センターの心理士の実績を踏まえ見込む
ピアサポートの活動への参加人数	人	100	100	100	地域活動支援センターにおける参加者実績から見込む

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項　目	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2	上越圏域障害者地域生活支援連絡会議「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援部会」の開催実績を踏まえ見込む
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	36	36	36	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	回	2	2	2	

項　目	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
心のサポーター養成研修実施回数	回	6	6	6	令和11年度末の目標値(579人）を踏まえた回数を見込む
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	回	1	1	1	市職員又は相談支援事業所等の職員を対象に年 1 回の開催を見込む
精神障害者の地域移行支援	人	3	3	3	サービスの見込量と精神障害者の利用実績を踏まえ見込む
精神障害者の地域定着支援	人	12	10	9	
精神障害者の共同生活援助	人	82	82	82	
精神障害者の自立生活援助	人	0	0	0	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	26	24	22	
精神障害者の短期入所	人	22	22	22	

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

項　目	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1	R8 年度時点の配置人数を維持する
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内のすべての相談支援事業所に占める割合（取組例：地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援機関や医療、教育機関等との連携強化の取組、個別事例の支援内容の検証等）	%	100	100	100	基幹相談支援センターにおいて、管内全ての相談支援事業所を対象とした指導・助言のほか、人材育成を目的とした研修会を実施する
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無	有無	有	有	有	基幹相談支援センターによる障害者自立支援協議会への参加を見込む

項　目	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
協議会における事例検討の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数	回数	1	1	1	障害者自立支援協議会又は各専門部会において実施する （※事例検討の回数）
	設置	4	4	4	R8 年度時点の設置数を維持する （※専門部会の設置数）
	回数	5	5	2	R7 年～R8 度実績から見込む。R11 年度は計画策定年度のため 2 回とする （※専門部会の回数）
個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数	数	1	1	1	1 回は協議会における議題とする

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項　目	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人	10	10	10	前期計画期間中の実績を踏まえ見込む
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回数	1	1	1	年に 1 回、障害者自立支援協議会の中でサービスの実施状況を共有する

4　地域生活支援事業の見込み

①　必須事業

※年間の利用見込量

事業名		単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
理解促進研修・啓発事業		―	実施	実施	実施	啓発事業を継続実施
自発的活動支援事業		―	実施	実施	実施	障害のある人の交流の場の提供を継続実施
相談支援事業						
障害者相談支援事業		箇所	12	12	12	地域包括支援センターにおける障害者相談支援を継続
基幹相談支援センター		―	設置	設置	設置	市直営による基幹相談支援センターを設置
基幹相談支援センター等機能強化事業		―	実施	実施	実施	地域包括支援センターにおける相談体制を継続
住宅入居等支援事業		―	無	無	無	実施の検討を行う
成年後見制度利用支援事業		件	25	25	25	実績を踏まえ見込む
成年後見制度法人後見支援事業		―	実施	実施	実施	継続して実施
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		件数	419	419	419	実績を踏まえ見込む
手話通訳者設置事業（福祉相談業務）		人	1	1	1	R8 年度時点の配置人数を継続する
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具		件	9	9	9	実績を踏まえ見込む
自立生活支援用具		件	16	16	16	
在宅療養等支援用具		件	23	23	23	
情報・意思疎通支援用具		件	55	55	55	
排泄管理支援用具		件	4,328	4,328	4,328	
住宅改修費		件	3	3	3	
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員	人	7	7	7	実養成講習修了見込み者（登録見込み）
	点訳奉仕員	人	0	0	0	実養成講習修了見込み者（登録見込み）
	朗読奉仕員	人	0	0	0	実養成講習修了見込み者（登録見込み）

事業名	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
移動支援事業	人	4,875	4,872	4,869	実績を踏まえ利用者を見込む
	延時間	3,467	3,458	3,449	
移動支援事業実績内訳					
個別支援型・グループ支援型（ガイドヘルパー派遣）	人	504	501	498	実績を踏まえ利用者を見込む
	延時間	1,512	1,503	1,494	
車両移送型（福祉バス運行等）	人	4,371	4,371	4,371	実績を踏まえ利用者を見込む
	延時間	1,955	1,955	1,955	
地域活動支援センター機能強化事業	―	実施	実施	実施	継続して実施

② 任意事業

※年間の利用見込量

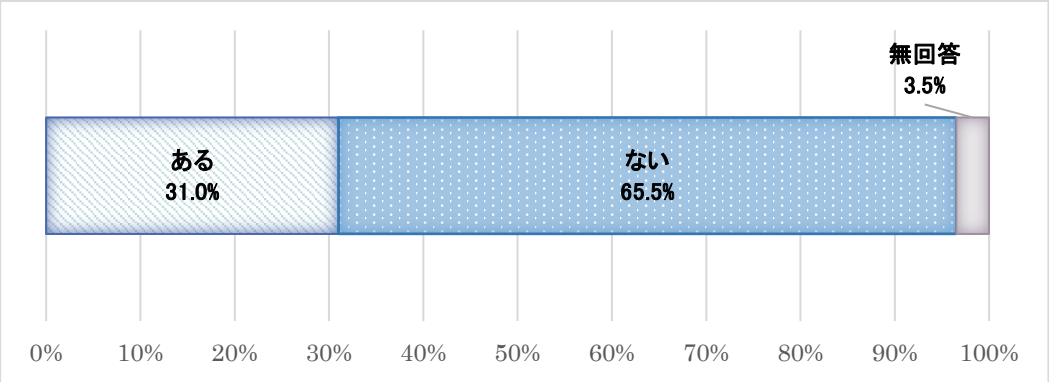
事業名	単位	R9 年度	R10 年度	R11 年度	算定の考え方
その他事業					
訪問入浴サービス	か所	2	2	2	実績を踏まえ利用者を見込む
	人	232	232	232	
生活訓練等	人	40	40	40	実績を踏まえ利用者を見込む
日中一時支援	人	94	94	94	実績を踏まえ利用者を見込む
点字・声の広報等発行	人	35	35	35	実績を踏まえ利用者を見込む
自動車運転免許取得・改造助成	件	14	14	14	実績を踏まえ助成件数を見込む

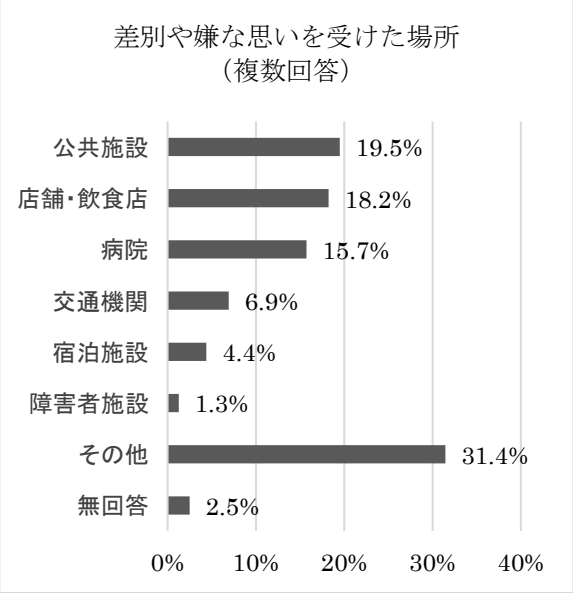
参考資料

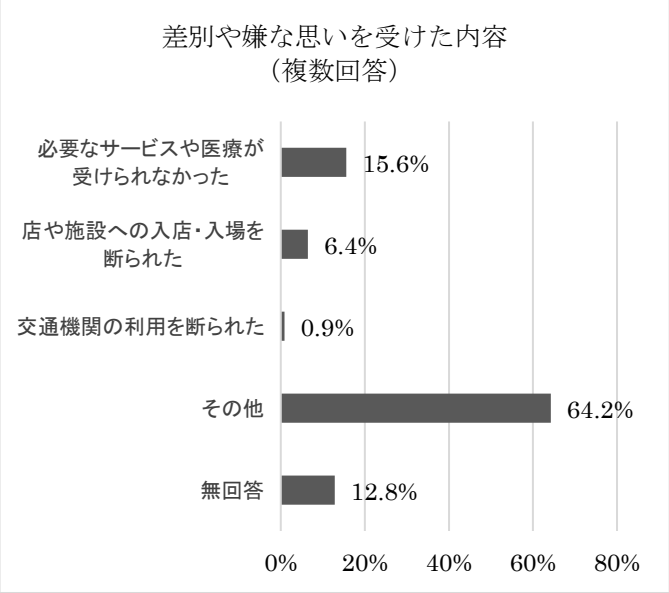
１　アンケート調査の主な結果

【障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか】

◆18 歳以下（n=345 人）



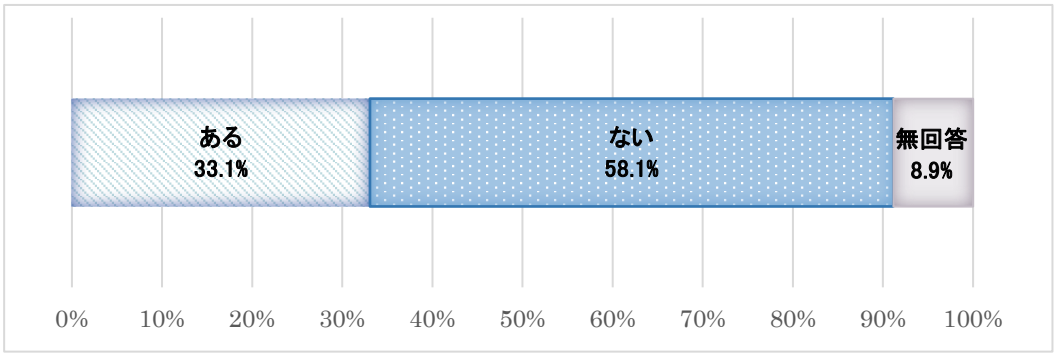


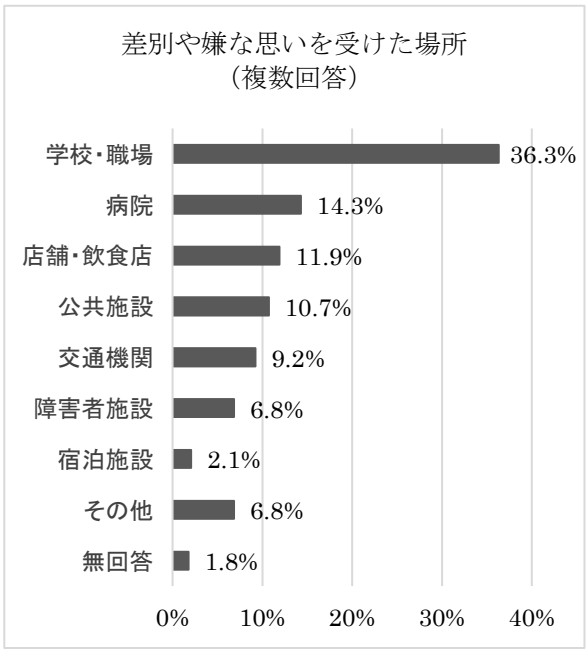


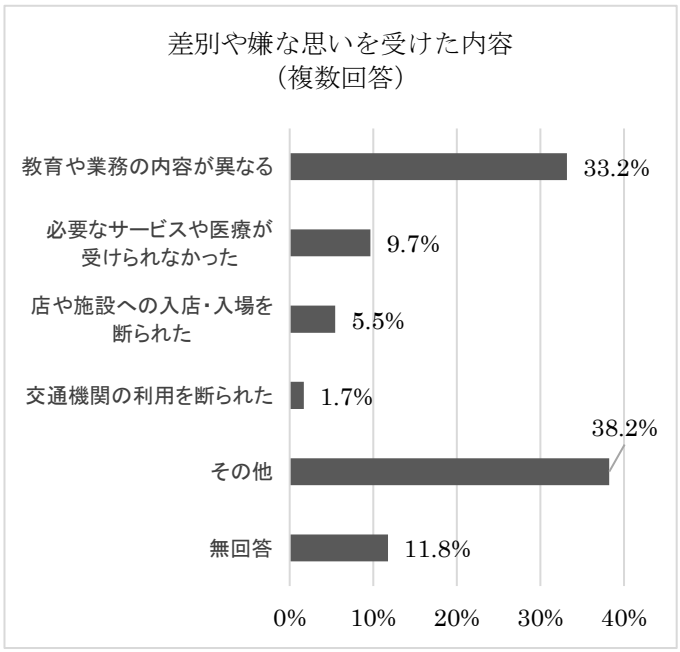
・場所は公共施設が最も多く、次いで店舗・飲食店が多い。

・内容は「必要な医療やサービスが受けられなかった」が最も多い。また、「その他」としては、からかいや陰口、習い事を断られたといった回答が複数見られる。

◆19 歳以上（n=643 人）



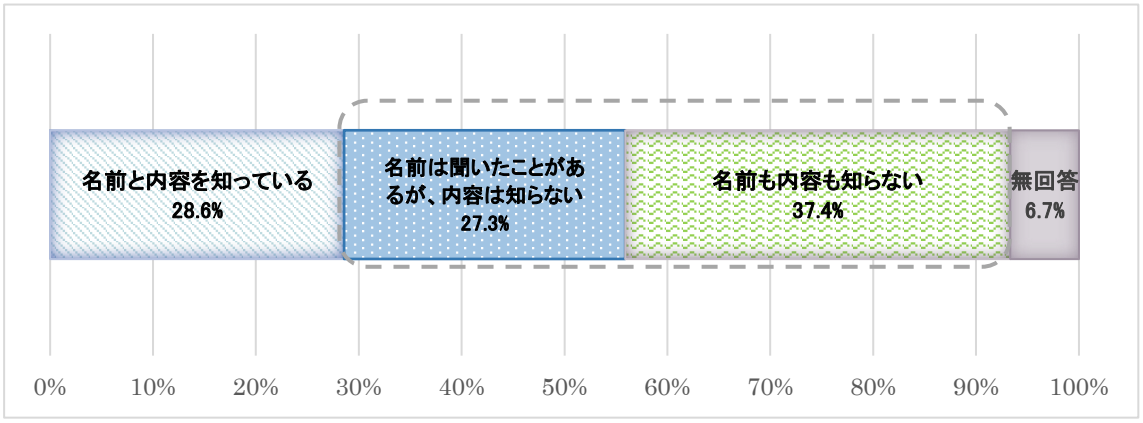




・場所は学校・職場が最も多い。

・内容は「教育や業務の内容が異なる」が最も多い。また、「その他」としては、ジロジロ見られた、笑われたなど態度によるものが多い。

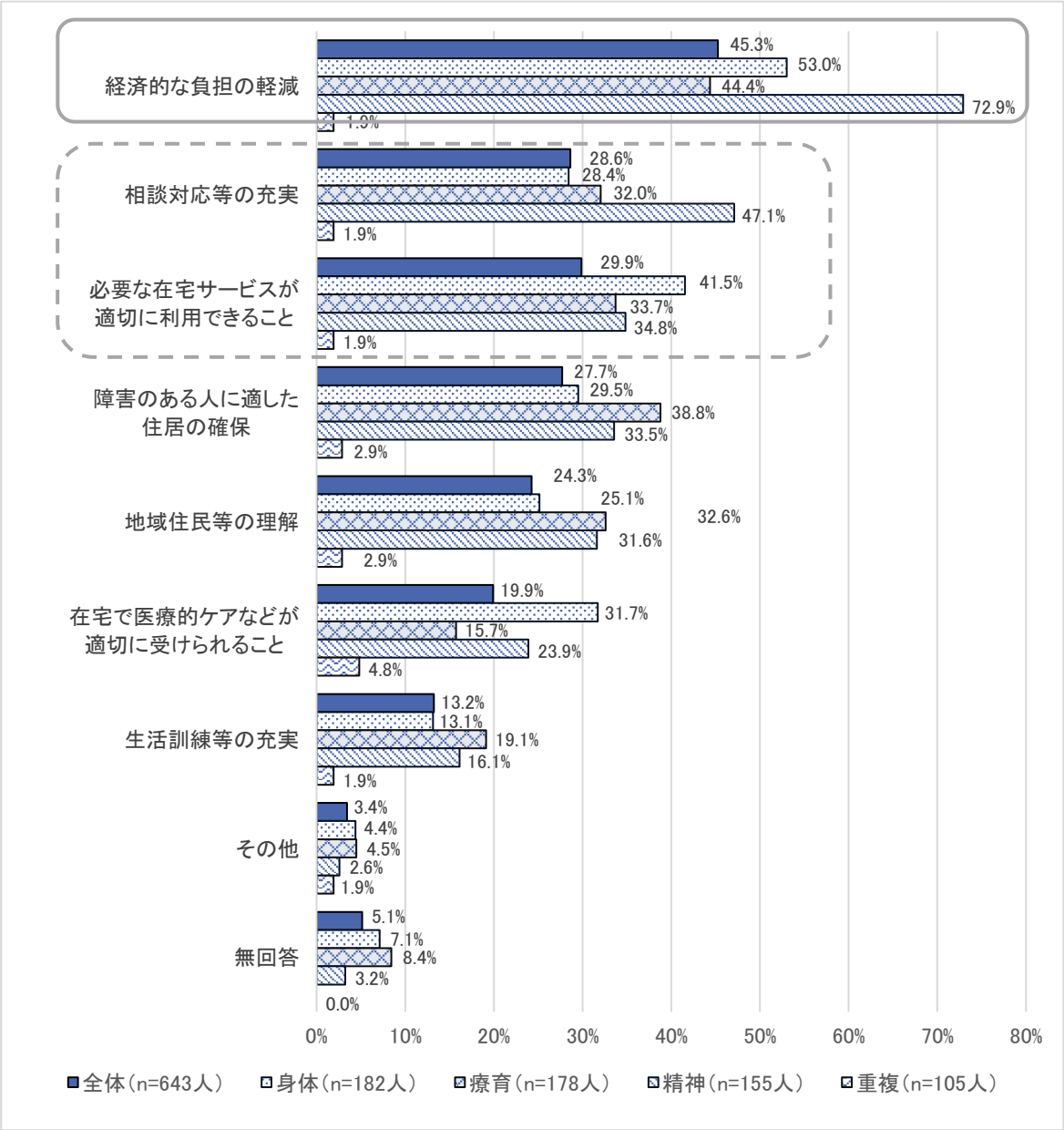
【成年後見制度について】　◆19 歳以上（n=643 人）



・「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」の合算値は 64.7%である。

【地域で生活するために必要な支援は何か】

◆19 歳以上（n=643 人　うち手帳の所持について無回答 23 人）



・全体としては「経済的負担の軽減」が最も多く、「相談対応の充実」や「必要なサービスが適切に利用できること」がこれに続いた。

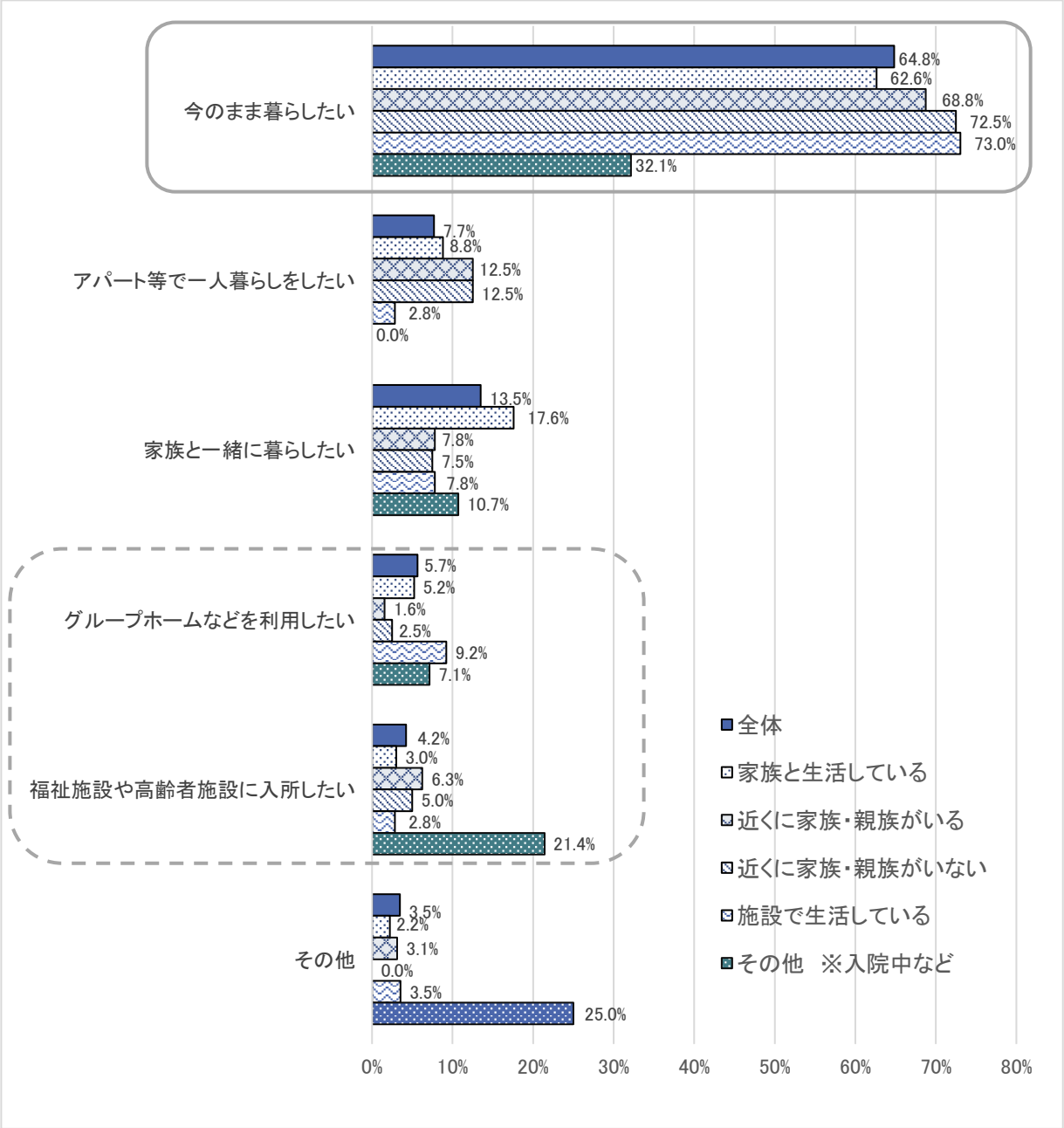
・身体障害者手帳所持者では、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と「在宅で医療的なケアなどが適切に受けられること」の割合が、他の手帳保持者に比べて高い。

・療育手帳所持者では、「障害のある人に適した住居の確保」や「地域住民の理解度」、「生活訓練等の充実」割合が、他の手帳保持者に比べて高い。

・精神障害者保健福祉手帳所持者では、「経済的な負担の軽減」と「相談対応等の充実」を選択した割合が特に高い。

【今後どのように暮らしたいか】

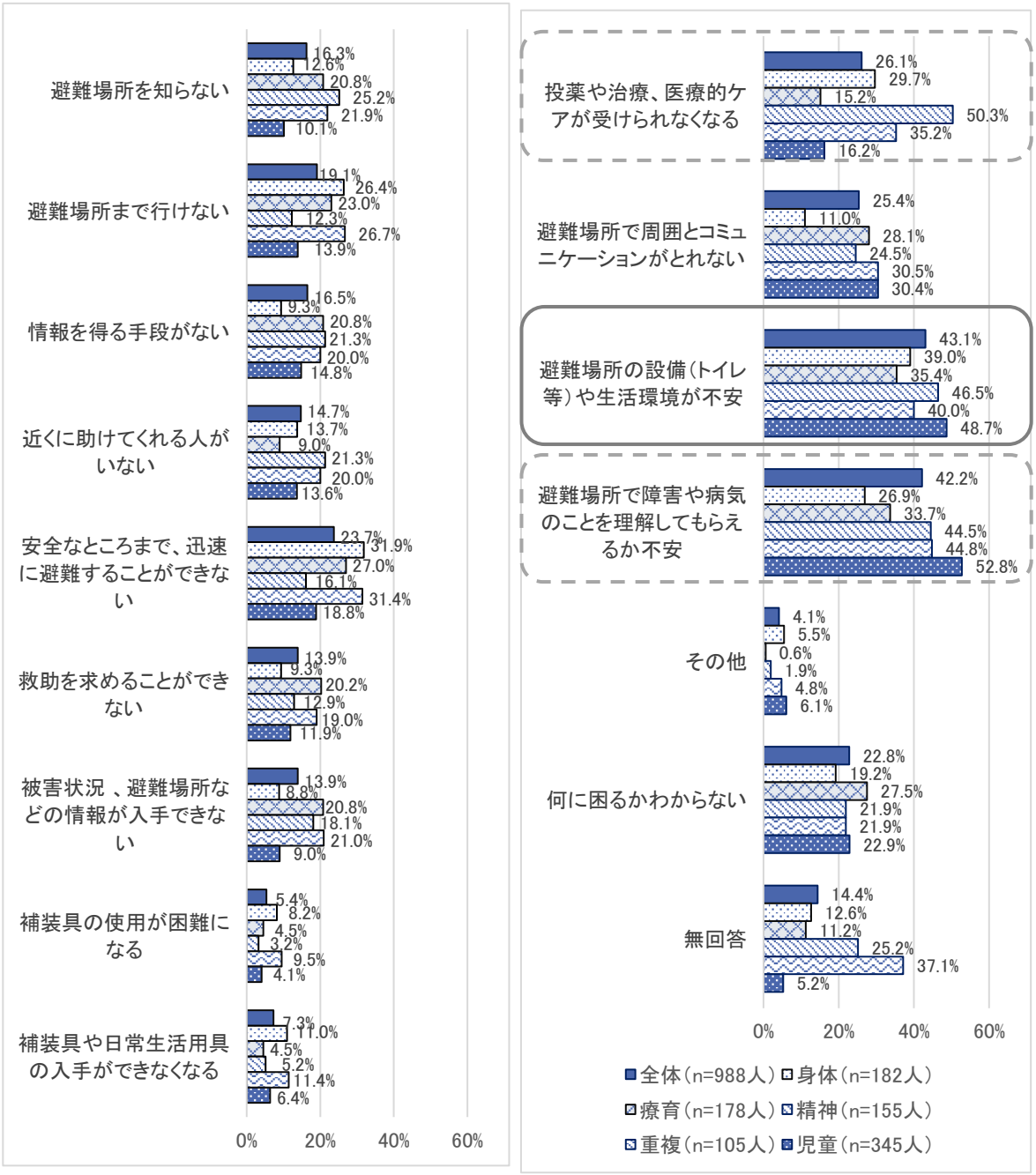
◆19 歳以上（n=643 人・生活実態別）



・どの生活実態においても「今のまま暮らしたい」が最も割合が高い。

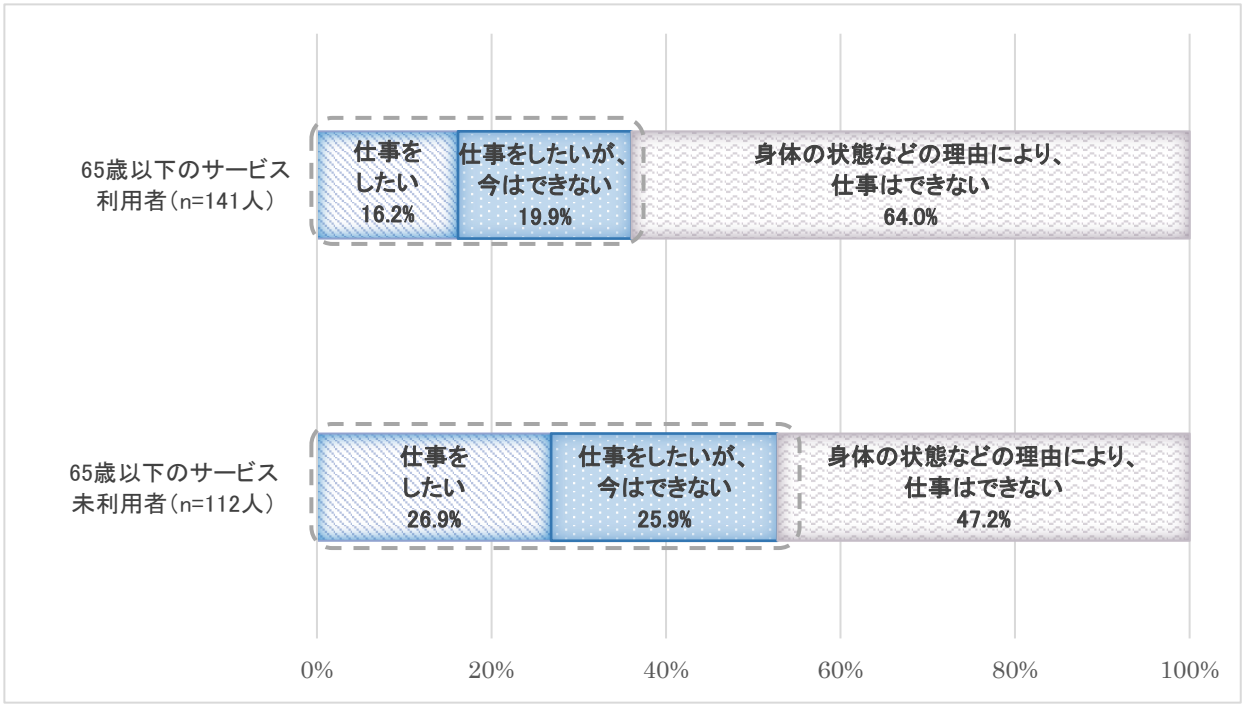
・「グループホームなどを利用したい」「福祉施設や高齢者施設に入所したい」は、全体の合算値で 9.9%である。

【災害時に困ること】（ｎ=988 人　うち手帳の所持について無回答 23 人）



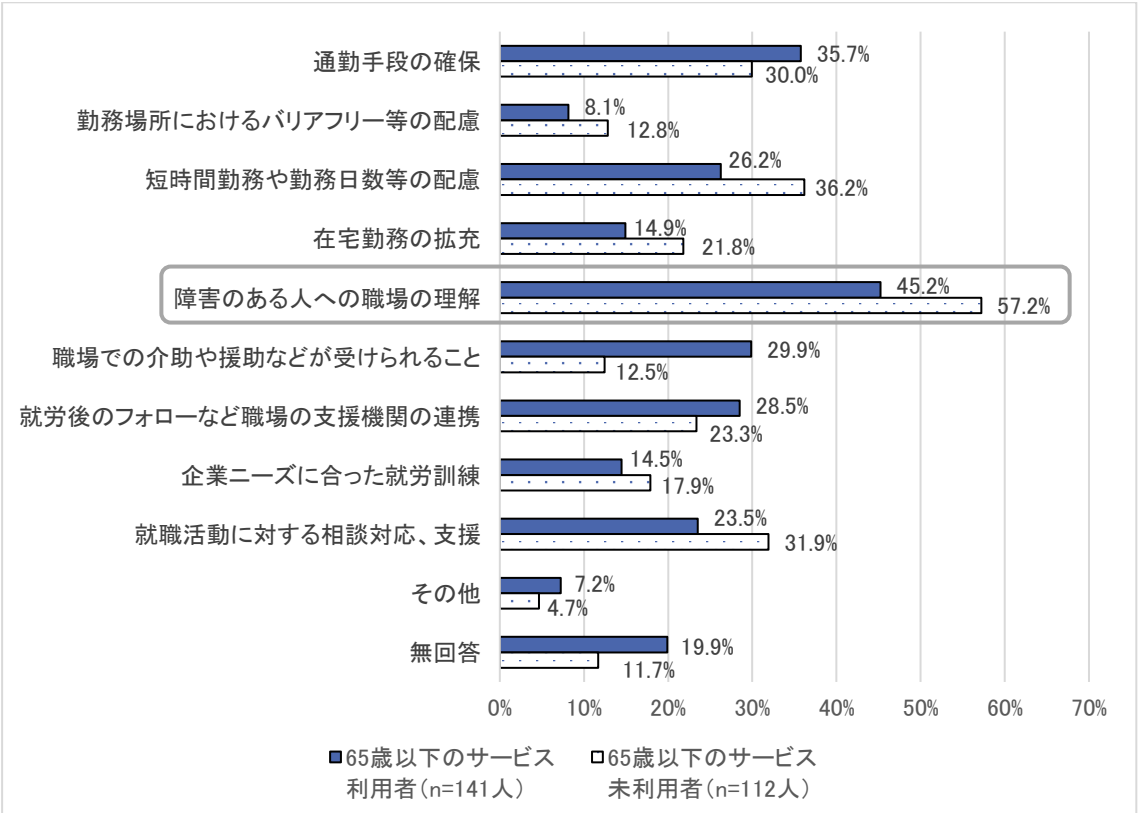
・全体としては「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も多く、「避難場所で障害や病気のことを理解してもらえるか不安」がこれに続いた。
・精神障害者手帳所持者では、「投薬や治療、医療的ケアがうけられなくなる」との回答が半数を超えている。
・障害児では、「避難場所で障害や病気のことを理解してもらえるか不安」との回答が半数を超えている。

【今後収入を得る仕事をしたいか】



・「仕事をしたい」、「仕事をしたいが、今はできない」の合算値は 65 歳以下のサービス利用者で 36.1%、65 歳以下のサービス未利用者で 52.8%である。

【就労するために必要な支援は何か】



・65 歳以下のサービス利用者、65 歳以下のサービス未利用者ともに「障害のある人への職場の理解」が最も多かった。

２　策定経過

年月日	会議等の名称	内容
令和７年 10 月 3 日～22 日	アンケート調査の実施	・障害のある人の生活実態や福祉サービス等に対するニーズを調査
令和８年 5 月 28 日	令和 8 年度上越市自立支援協議会 第 1 回全体会	・障害(児)福祉計画の基本的な考え方について ・計画策定のスケジュール（案）について ・ニーズ調査アンケート結果の概要について
令和８年 7 月 30 日	令和 8 年度上越市自立支援協議会 第 2 回全体会	・ニーズ調査アンケートの結果について ・前期計画の検証について ・計画の骨子（案）について
令和８年 9 月 28 日	令和 8 年度上越市自立支援協議会 第 3 回全体会	・上越市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の素案について
令和８年 11 月下旬	市議会厚生常任委員会所管事務調査	・上越市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の素案について
令和８年 11 月 30 日	令和 8 年度上越市自立支援協議会 第 4 回全体会	・上越市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（案）について
令和８年 12 月下旬	市議会厚生常任委員会所管事務調査	・上越市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（案）について
令和８年 12 月 下旬～令和９年 1 月下旬	パブリックコメント	・上越市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（案）について意見募集
令和９年 2 月 22 日	令和 8 年度上越市自立支援協議会 第 5 回全体会	・上越市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（最終案）について
令和９年３月末	計画策定	

３　上越市障害者自立支援協議会開催要綱

（趣旨）

第１条　地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有するとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに資するため、関係者間の連絡調整を図る場として、上越市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡調整を行う事項）

第２条　協議会において連絡調整を行う事項は、次のとおりとする。

⑴　地域における障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）の現状及びニーズの把握に関すること。

⑵　障害者等に係る相談支援（以下「相談支援」という。）における困難事例の共有及び対応策の検討に関すること。

⑶　障害者等に係る地域課題の抽出及び対応策の検討に関すること。

⑷　相談支援を行う事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。

⑸　上越市障害者福祉計画の評価及び見直しに関すること。

⑹　その他市長が必要と認めること。

（参加者）

第３条　協議会の参加者（以下「参加者」という。）は、次のとおりとする。

⑴　相談支援を行う事業者

⑵　障害者福祉サービスを行う事業者

⑶　保健及び医療関係者

⑷　就労及び雇用関係者

⑸　教育関係者

⑹　障害者又は障害者団体関係者

⑺　学識経験者

⑻　その他市長が必要と認める人

（座長及び副座長）

第４条　協議会において議事進行を行うため、座長及び副座長１人を置く。

２　座長及び副座長は、参加者の互選により定める。

３　座長は、協議会の議事を進行し、参加者の発言を引き出すよう努めるものとする。

４　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第５条　市長は、特定又は専門の事項について連絡調整を行うため必要があるときは、部会その他これに類する会議を開催することができる。

（関係者の出席）

第６条　市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（実施期日）
１　この要綱は、平成１９年１１月１９日から実施する。
（任期の特例）
２　第４条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成２１年３月３１日までとする。
附　則
この要綱は、平成２３年８月３１日から実施する。
附　則
（実施期日）
１　この要綱は、平成２５年７月１日から実施する。
（任期の特例）
２　第４条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成２７年３月３１日までとする。
附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

４　上越市障害者自立支援協議会名簿

（順不同・敬称略）

区分	所属等	氏名	備考
相談支援を行う事業者	（福）上越福祉会 障害児（者）相談支援センターかなや　次長	平原　朝子	
	（福）みんなでいきる みんなでいきる相談センター　センター長	江部　健幸	
	（福）さくら園 障がい者就業・生活支援センターさくら　所長	鈴木　潤子	
障害福祉サービスを行う事業者	（福）さくら園 つばき工房　所長	小林　俊一	
	（福）上越つくしの里医療福祉協会 つくし工房　管理者	山口　和久	
	（福）みんなでいきる　理事	片桐　公彦	副座長
	（福）上越福祉会 つどいの郷　園長	植木　百合子	
	（福）上越頸城福祉会 夕映えの郷　障害支援課長	岩佐　雅恵	
	（福）上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越　管理者	重野　美幸	
保健及び医療関係者	（独）国立病院機構さいがた医療センター病院 医療福祉相談室長	阿部 義隆	
就労及び雇用関係者	上越公共職業安定所 統括職業指導官	榎本　由希子	
教育関係者	新潟県立高田特別支援学校　進路指導担当	木花　一則	
障害者又は障害者団体関係者	上越心身障害者福祉団体連合会　副会長	吉田　浩	
	上越心身障害者福祉団体連合会　監事	松原　義一	
学識経験者	新潟県立看護大学　副学長	大久保　明子	座長
	上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課長	大戸　奈穂子	
その他市長が必要と認める人	保護者	西山　貴也	

イラスト作成中

上越市障害者計画
第8期障害福祉計画
第4期障害児福祉計画

令和9年3月

発　行　　上越市
編　集　　上越市健康福祉部福祉課
〒943－8601　新潟県上越市木田1丁目1番3号
TEL (025)520－5694　　FAX (025)525－5157
E-mail：fukusi@city.joetsu.lg.jp